

指定都市の「平成27年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

1 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」とは

大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、税財政制度の改正に関して、指定都市市長・議長の共同要望としてまとめているものです。主に年末の国予算の編成や税制改正に向けて審議等が本格化する10月から11月に要望行動を実施しています。

2 現状の国・地方の税源配分等における課題

(1) 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要があります。

現状における国・地方間の「税の配分」は6:4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」では2:8となっており、依然として大きな乖離があります。

このため、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るために、地方消費税の配分割合の大幅な引き上げなど、基幹税からの税源移譲を行うことにより、国・地方間の「税の配分」を、まずは5:5とすることを目指していきます。

平成26年度税制改正で、地方税を一部国税化して、地方間の税収の調整を行うものとして創設された地方法人税については、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反することから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元する必要があります。

○ 国・地方における租税の配分状況(平成26年度)

	税の配分	《現状》	税の実質配分
4	地方税 35兆806億円 39.5%	8	地方 68兆8,999億円 77.7% 地方税 35兆806億円
6	国 税 53兆6,456億円 60.5%	2	地方交付税 17兆8,499億円 地方譲与税 2兆7,564億円 国庫支出金 13兆8,580億円 国直轄事業負担金等 △6,450億円
	総額88兆7,262億円	総額88兆7,262億円	

注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

(2) 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要があります。

また、国において法人税の実効税率引下げの議論が行われていますが、仮に引下げ等を行うこととした場合においては、法人住民税が市町村の基幹税目として重要な役割を果たしているものであるため、法人住民税が減収とならないよう制度設計を行う必要があります。

◆税の配分状況(平成26年度)

1 個人所得課税

(単位:億円、%)

区分		国の予算額又は地方財政計画額	配分割合
国	所 得 税	147,900	49.8
道府県	個 人 道 府 県 民 税	56,911	19.2
	個 人 事 業 税	1,795	0.6
	小計	58,706	19.8
市町村	個 人 市 町 村 民 税	90,172	30.4
合計		296,778	100.0

2 消費・流通課税

(単位:億円、%)

区分		国の予算額又は地方財政計画額	配分割合
国	消費税・揮発油税・酒税等	227,366	75.2
道府県	地方消費税・自動車税等	41,538	13.7
市町村	軽自動車税・入湯税等	33,511	11.1
合計		302,415	100.0

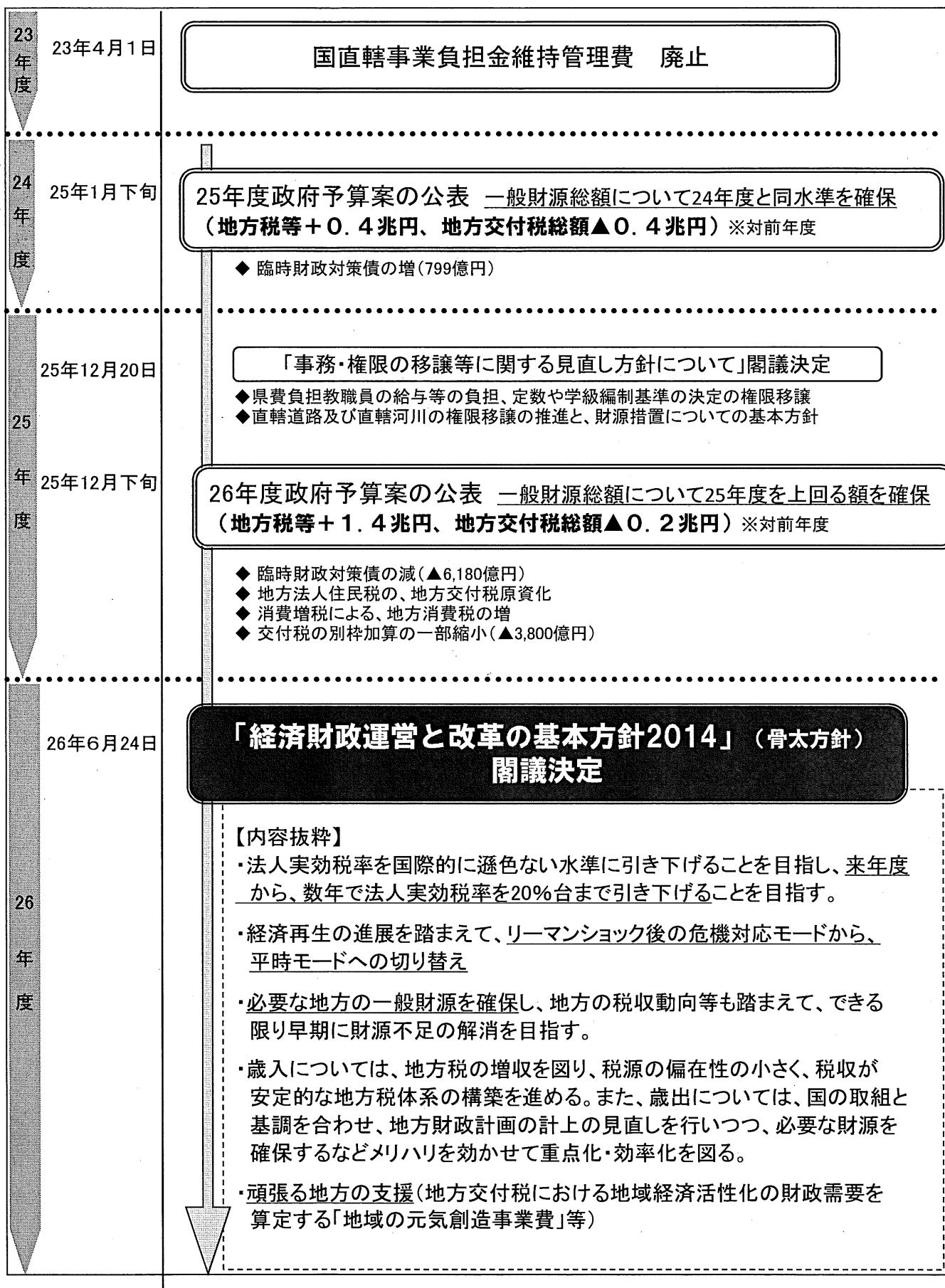
3 法人所得課税

(単位:億円、%)

区分		国の予算額又は地方財政計画額	課税標準	表面税率	実効税率※	配分割合(実効税率)
国	法人税	100,180	法人所得	25.5	23.79	68.7
	地方法人特別税	21,881	法人事業税額	67.4	2.70	7.8
	地方法人税	3	法人税額	4.4	1.05	3.0
	復興法人特別税	4,298	法人税額			
	小計	126,359			27.54	79.5
道府県	法人事業税	26,424	法人所得	4.3	4.01	11.6
	法人道府県民税	6,171	法人税額	3.2	0.76	2.2
	小計	32,595			4.77	13.8
市町村	法人市町村民税	15,680	法人税額	9.7	2.31	6.7
合計		174,634			34.62	100.0

※標準税率ベース

3 税財政に関する国の動向



4 平成27年度に向けた重点要望事項（案）

税制関係

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

- 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とすること
- 国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと
- 地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

- 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。
- 法人実効税率を引き下げるための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

- 国・道府県道の管理分として措置されている自動車取得税交付金の特例分については、自動車取得税の廃止に伴う税制上の代替措置を講ずること。

財政関係

1 国庫補助負担金の改革

- 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること
- 税源が移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保し、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応など、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること

2 国直轄事業負担金の廃止

- 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること
- 現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- 地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は行うべきではない。
- 地方交付税総額については、現在、地方が重点的に取り組んでいる地域経済基盤強化・雇用等対策にかかる歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること
- 法人実効税率引下げによる地方交付税原資の減収分については、国の責任において、法定率を引き上げることで対応すべきである。
- 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること
- 地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに予見可能性の確保に努めること

5 平成 27 年度青本（平成 26 年度作成分）の進め方

今年度の青本のとりまとめ幹事市は、本市です。

ア 青本の作成

時期	内容
8月1日	大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の青本の提案事項（案）等について)
8月19日	財政担当局長会議において原案確定
9月下旬	大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の青本の提案事項（最終案）等について)
9月末～10月上旬	各市において市長、議長決裁

イ 税財政関係特別委員会 委員長会議

時期	内容
10月下旬	党派別要望行動の協議、決定

ウ 要望行動

時期	要望先	要望者
10月下旬～11月上旬	内閣府・総務省・財務省	幹事市の市長・議長
10月下旬～11月上旬	衆議院・参議院総務委員会	幹事市の税財政関係特別委員長
11月上旬～下旬	政党（党派別要望）	各市の税財政関係特別委員

(案)

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

(平成 27 年度)

指 定 都 市

目 次

・重点要望事項	調整中
・要望事項
・重点要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	1
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	4
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	6
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の改革	8
2 国直轄事業負担金の廃止	10
3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	12
・要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 消費・流通課税の充実	16
2 所得課税の充実（個人住民税）	17
3 所得課税の充実（法人住民税）	18
4 固定資産税の安定的確保	19
5 定額課税の見直し	20
6 税負担軽減措置等の整理合理化	21
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の超過負担の解消	22
2 地方債の発行条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施	23
・資料編	調整中
～指定都市の実態について～

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税が創設されたことにより、都市税源は更に不十分な状況となっています。

また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生に寄与するため、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策、低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化、東日本大震災の復興関連事業、防災・減災事業等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

眞の分権型社会を実現し、指定都市がその役割を十分果たしていくためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分のは正を行なうなど、地方税財源を拡充強化する必要があります。さらに、今後大きくなる基礎自治体の役割を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成 26 年 月

指定都市市長会

札幌市長
仙台市長
さいたま市長
千葉市長
川崎市長
横浜市長
相模原市長
新潟市長
静岡市長
浜松市長
名古屋市長
京都市长
大阪市長
堺市長
神戸市長
岡山市長
広島市長
北九州市長
福岡市長
熊本市長

指定都市議長会

調整中

(余白)

[重点要望事項詳細説明]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、真の分権型社会の実現のため、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差のは是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

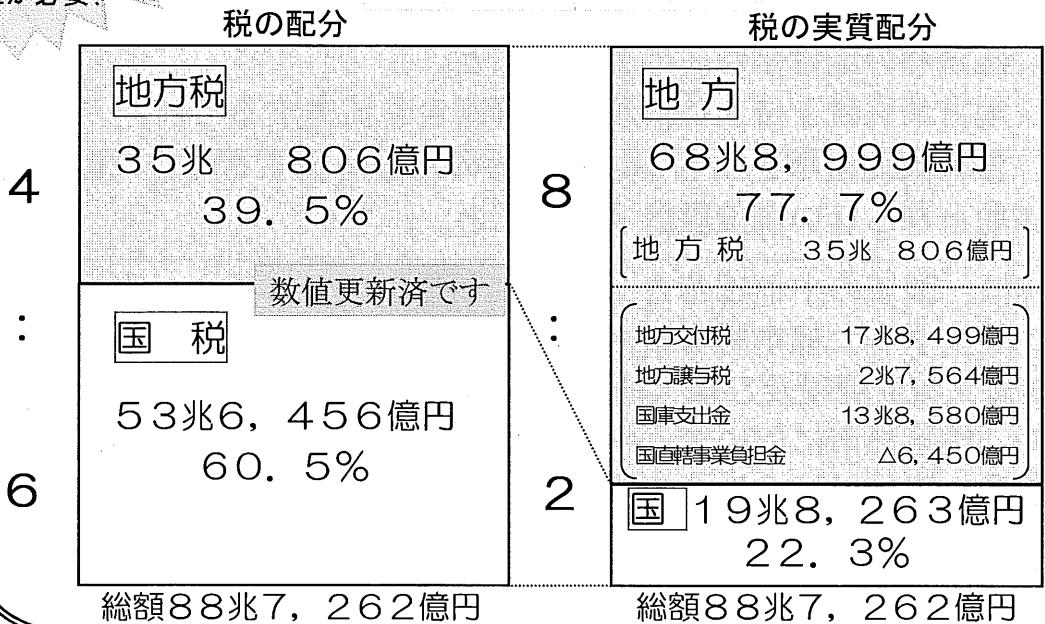
また、地方公共団体間の財政力格差のは是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきである。

国・地方における税の配分状況（平成26年度）

《現 状》

国 6：地方 4

税の配分の
抜本的な
是正が必要！



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

税源移譲

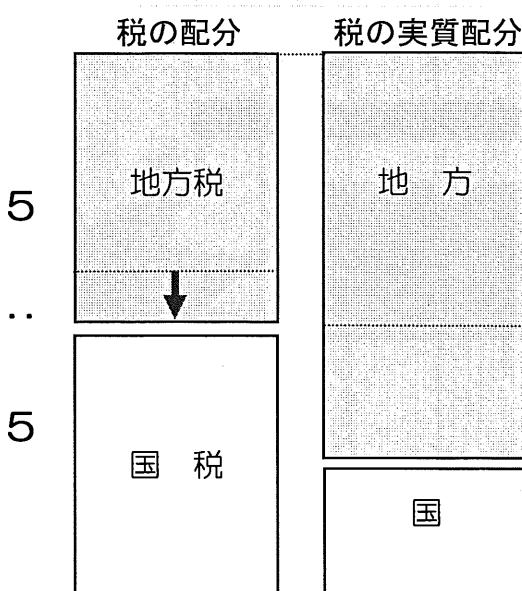
地方法人税の創設により、
平成27年度以降、市町村
と国との税の配分格差が
さらに拡大していく。

複数の基幹税の
配分割合の
大幅な引上げなど

真の分権型社会の実現

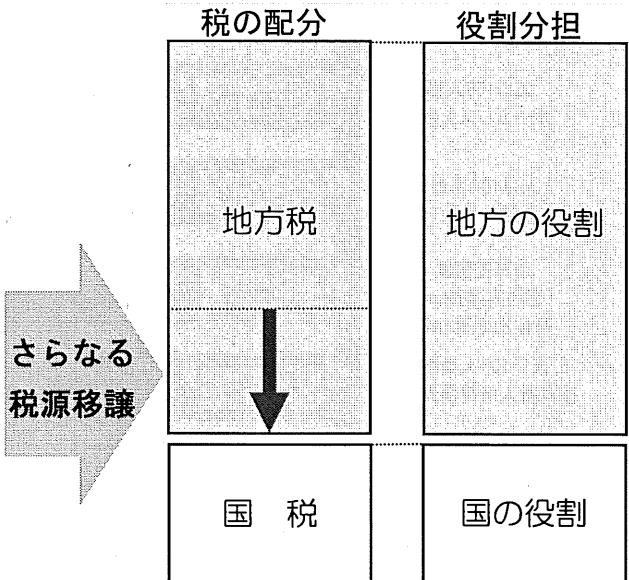
《まずは》

国 5：地方 5



《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること。

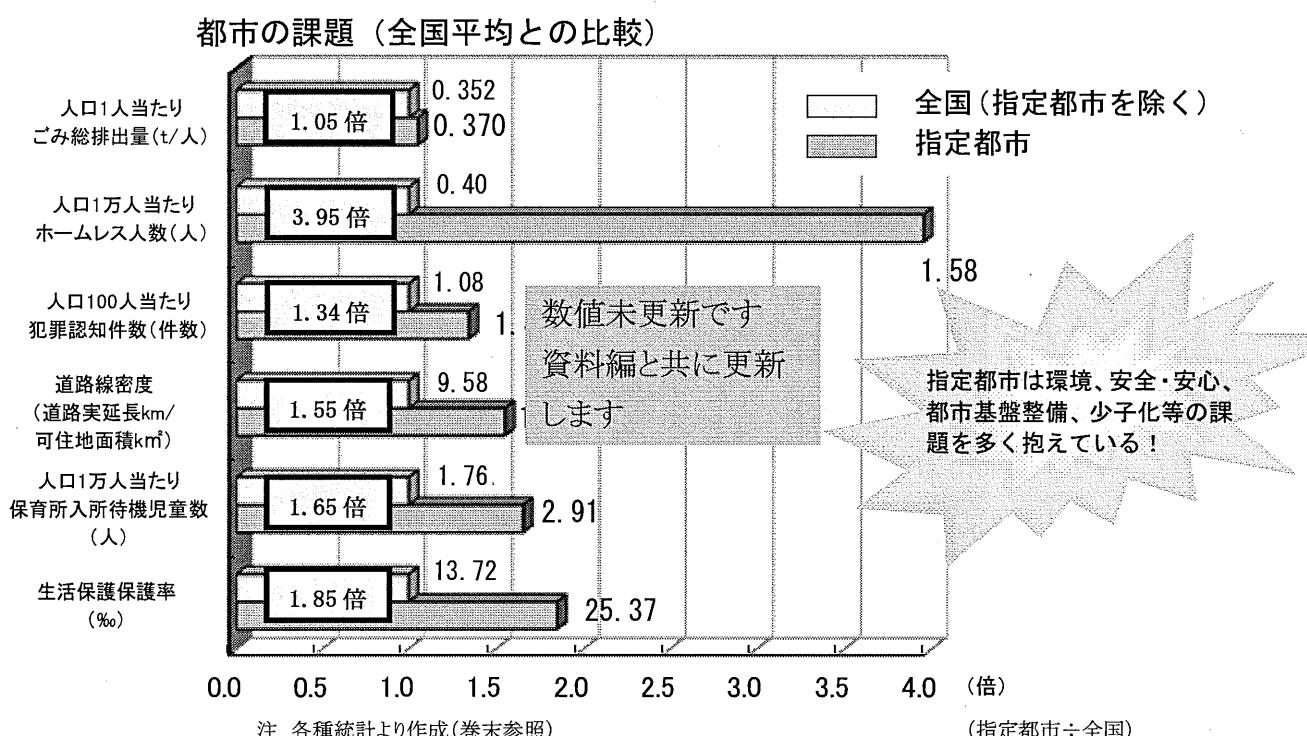
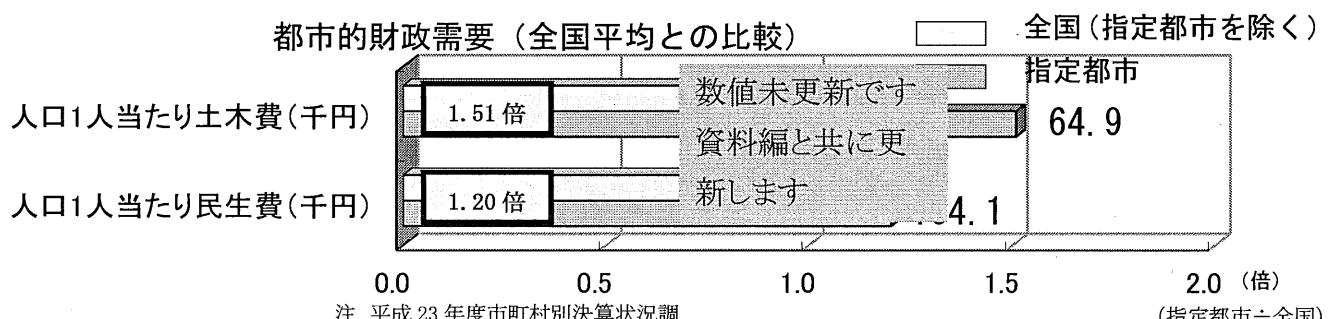
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

なお、法人実効税率を引き下げるための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと。

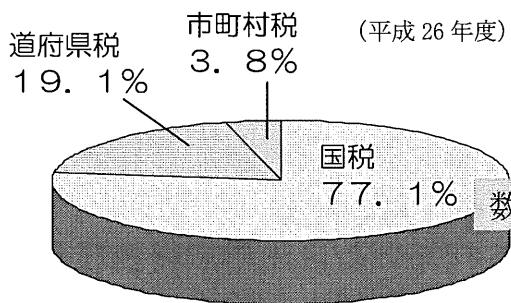
指定都市では、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの利益を享受していることを踏まえ、特に地方消費税（使途制限のない部分）と法人住民税の配分割合について拡充を図る必要がある。

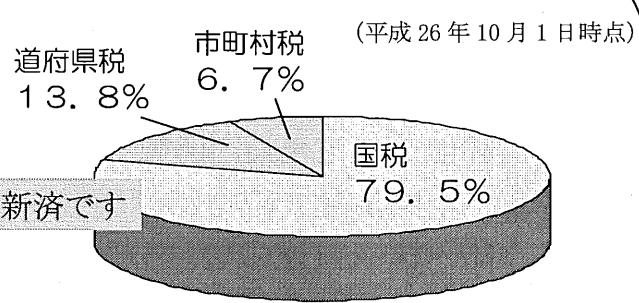
なお、国の施策として法人実効税率を引き下げるための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行う必要がある。



消費・流通課税の配分割合



法人所得課税の配分割合（実効税率）



数値更新済です

注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

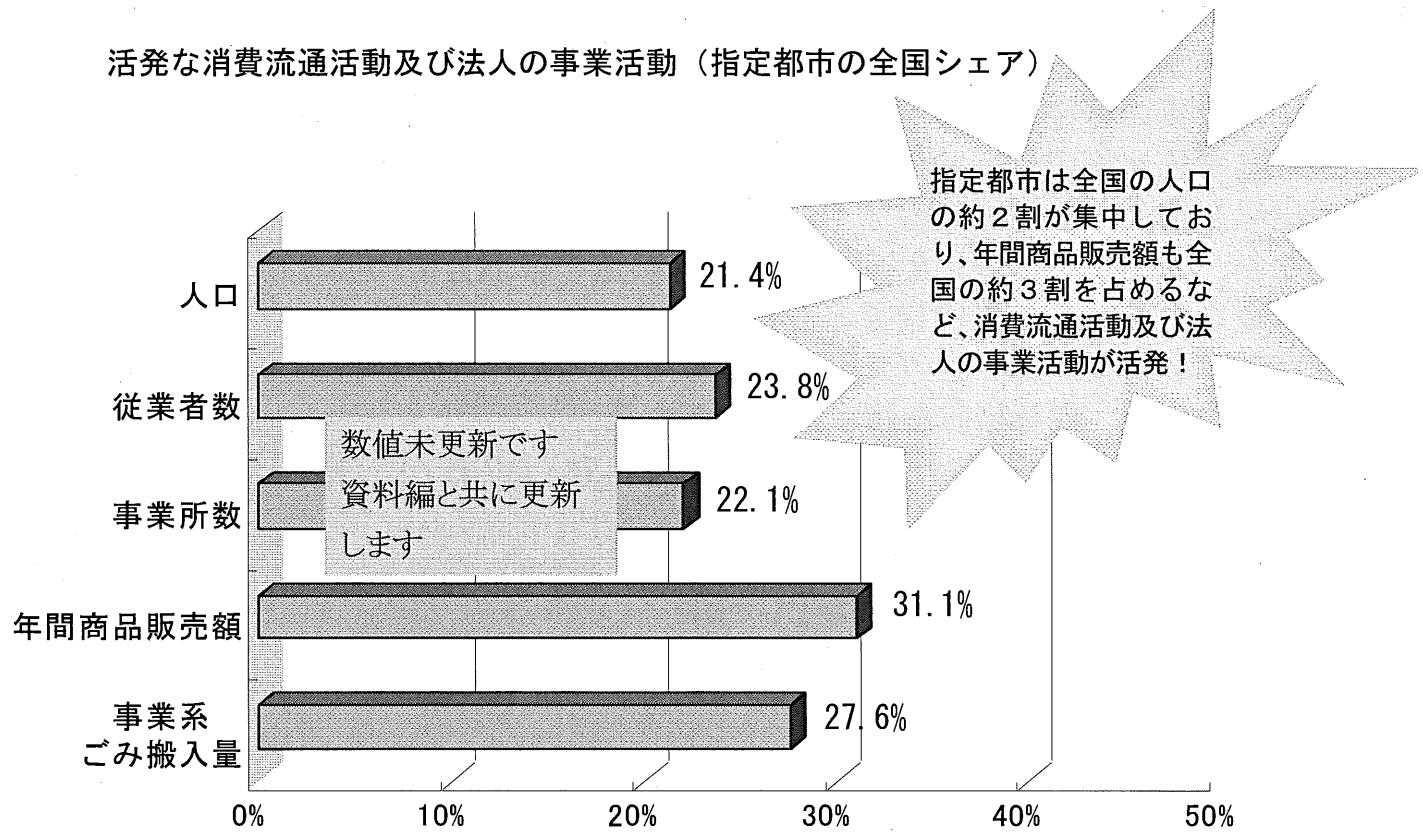
2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

都市税源の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



注 各種統計より作成(巻末参照)

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

なお、国・道府県道の管理分として措置されている自動車取得税交付金の特例分については、自動車取得税の廃止に伴う税制上の代替措置を講ずること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、道府県から移譲された事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

また、眞の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

なお、大都市特例事務のうち国・道府県道の管理分については、自動車取得税交付金を上乗せする特例措置が設けられているが、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税が廃止された場合、特例措置も無くなり、税制上の措置不足額が拡大するため、代替措置を講ずる必要がある。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

★ 大都市特例事務に係る行政サービスは「**指定都市から受益**」

★ その経費は「**道府県税として負担**」

大都市特例税制の創設によりねじれを是正！

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- ・児童福祉
- ・民生委員
- ・身体障害者福祉
- ・生活保護
- ・行旅病人及び死亡人
- ・社会福祉事業
- ・知的障害者福祉
- ・母子家庭及び寡婦福祉
- ・老人福祉
- ・母子保健
- ・介護保険
- ・障害者自立支援
- ・食品衛生
- ・精神保健及び精神障害者福祉
- ・結核予防
- ・土地区画整理事業
- ・屋外広告物規制

個別法に基づくもの

- ・土木出張所
- ・衛生研究所
- ・定時制高校人件費
- ・国・道府県道の管理
- ・道府県費負担教職員の任免、研修 等

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(平成26年度予算による概算)

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

左の経費に対する
税制上の措置

約3, 800億円

- 地方自治法に基づくもの
 - 児童福祉
 - 民生委員
 - 身体障害者福祉等
- 数値更新済です
- 個別法に基づくもの
 - 土木出張所
 - 衛生研究所
 - 定時制高校人件費
 - 国・道府県道の管理等

約2, 300億円

税制上の
措置不足額

約1, 500億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市への
新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額に
ついても、税制上の措置が必要！！

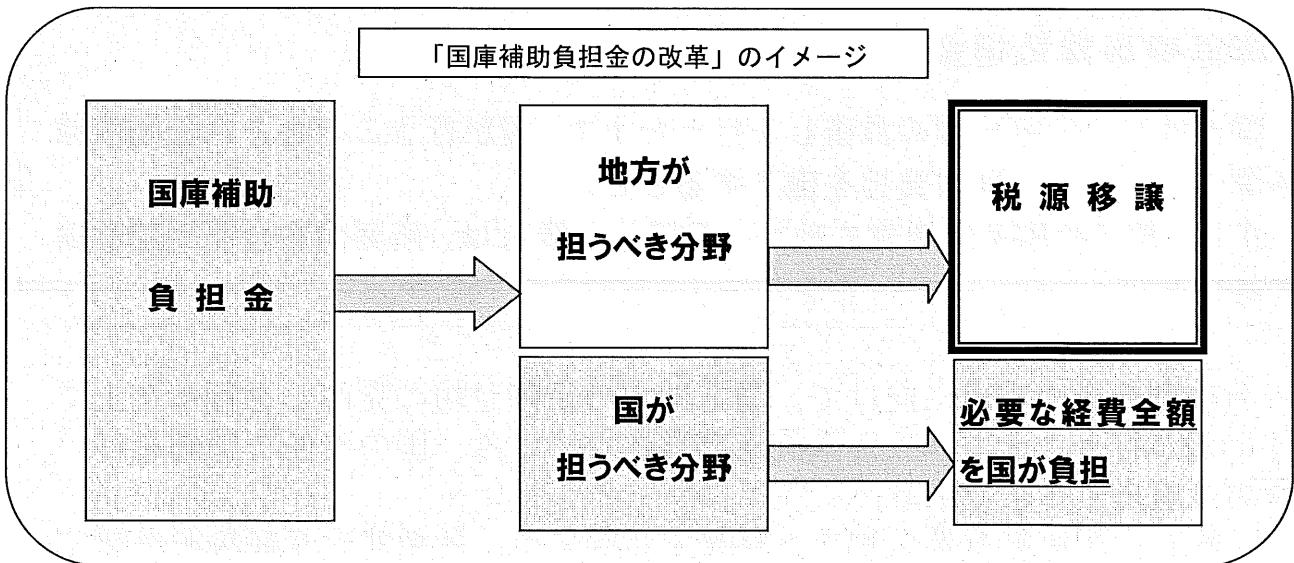
1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

また、税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきでなく、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。



税源移譲すべき国庫補助負担金

事 項	主 な も の		25年度予算額
奨励的補助金 (地財法 16 条)	投資	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	1兆8,742 億円
	経常		203 億円
	義務		1,735 億円
国庫負担金 (地財法 10 条)	投資		5,122 億円
	経常		16 億円
	義務		1兆9,144 億円
社会資本整備特別会計等		調整中	4兆4,962 億円
			876 億円
合 計			4兆5,838 億円

注 平成 16 年 7 月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち税源移譲すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として税源移譲すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行い、地方負担は廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すべきである。

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、直轄道路・直轄河川については、事務・権限の移譲及び財源措置の考え方方が示されたが、国直轄事業負担金の廃止や税源移譲には触れられておらず、地方の意見を十分に反映したものとなっていなかったため不十分である。加えて、道路・河川以外の国直轄事業については、国において、考え方方が何ら示されていない状況であるため、地方の意見を踏まえ、早急に明確にすべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とし、また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うべきである。

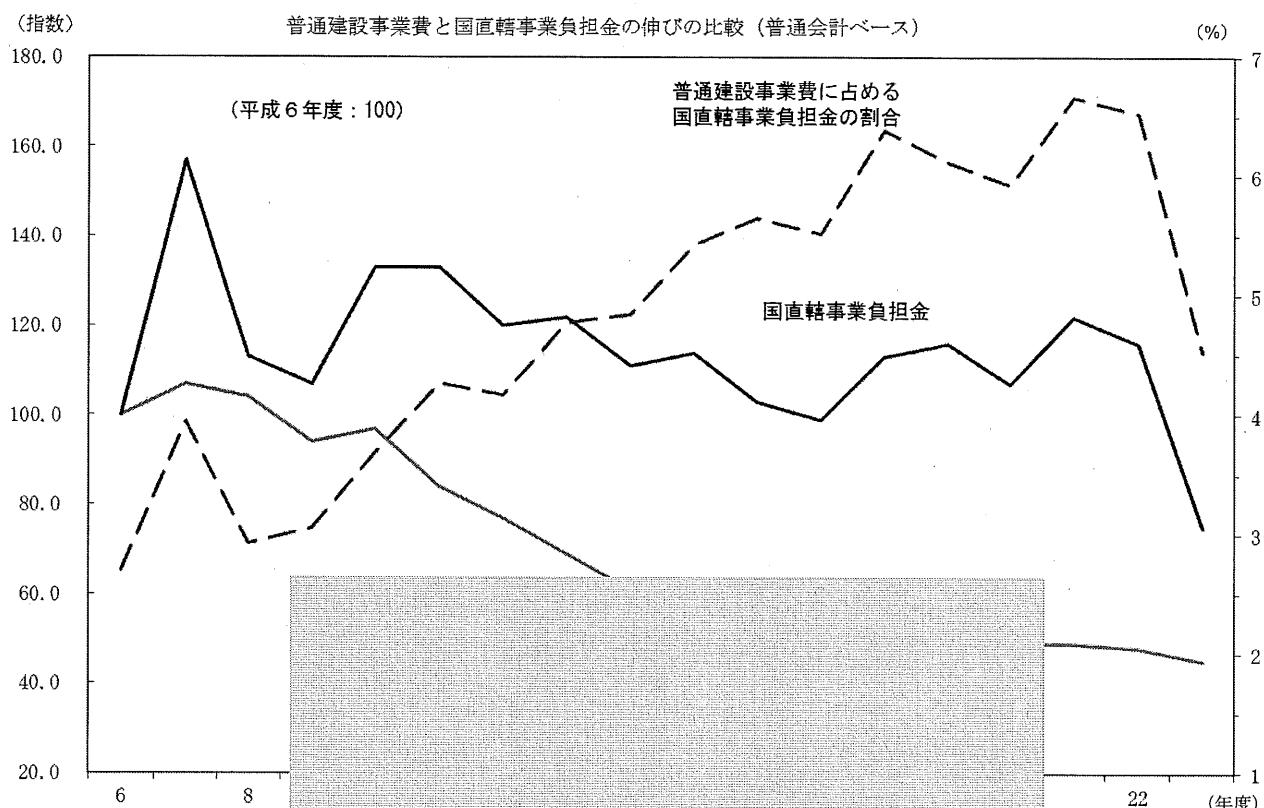
国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

（単位：百万円）

事業名	指定都市における 国直轄事業に対する	負担割合
国道	調整中	
港湾	調整中	
計	調整中	

注 指定都市の負担額は平成24年度決算による数値である。

(参考) 国直轄事業負担金の推移（国に対して直接支出しているもの）



注 1 平成 6 年度から市・熊本市を除いた 15 市計、平成 21 年度は相模原市を除いた 14 市計である。

2 近年、地方公債がばいで推移している。

3 国直轄事業負

兵松市・堺市・岡山市・静岡市・浜松市・兵松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた 17 市計、平成 21 年度は相模原市を除いた 19 市

国直轄事業はほぼ横ばい、増大傾向にある。止されている。

調整中

負担しているもの)
(単位:百万円)

事 業		負担額	負担割合
港 湾	8,130	1,453	18 %
農業農村整備	20,904	843	4 %
公 園	3,494	359	10 %
空 港	4,010	335	8 %
計	36,538	2,990	8 %

注 指定都市の負担額は平成 24 年度決算による数値である。

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における毎年度の予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

【地方交付税の必要額の確保】

地方交付税は、国から恩恵的に与えられているもの、あるいは、補助金や交付金のような政策誘導手段ではなく、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源である。このため、地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、現在、地方が重点的に取り組んでいる地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。

また、法人実効税率引下げによる地方交付税原資の減収分については、国の責任において、法定率を引き上げることで対応すべきである。

【法定率の引上げによる臨時財政対策債の廃止】

臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

【地方交付税の適切な算定】

地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要も的確に反映させた客観的・合理的な基準によって配分すべきものであり、大都市を対象とした削減は決して行うべきではない。

あわせて、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における毎年度の予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

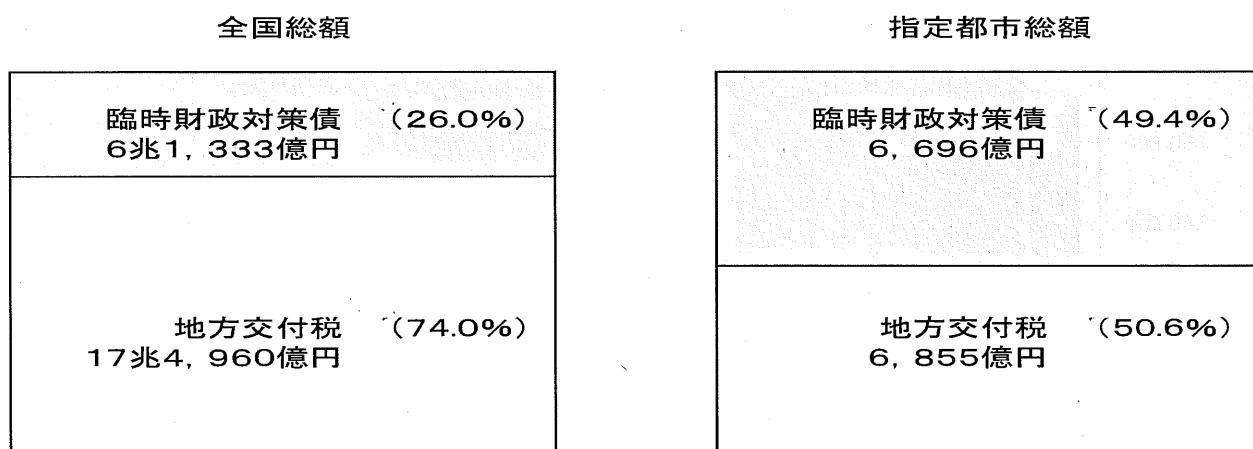
地方交付税等の削減状況

		平成15年度 決定額	平成24年度 決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	全国総額	18兆 693億円	17兆4, 960億円	△5, 733億円	△3. 2%
	市町村分	8兆 908億円 (6. 3万円)	8兆6, 524億円 (6. 8万円)	5, 616億円	+6. 9%
地方交付税+ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	指定都市 総額	調整中			億円 △27. 3%
	全国総額	調整中			億円 △1. 3%
基準財政需要額 (人口一人あたり)	指定都市 総額	調整中			億円 △9. 9%
	全国総額	調整中			億円 +4. 6%
指定都市 総額	調整中			億円	+1. 3%
	調整中			億円	△1. 7%

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、平成25年度決定額には東日本大震災関係分（推計）及び震災復興に係る特別交付税を除く。

臨時財政対策債の配分状況（平成25年度決定額）



臨時財政対策債の発行額及び残高の推移(指定都市総額)

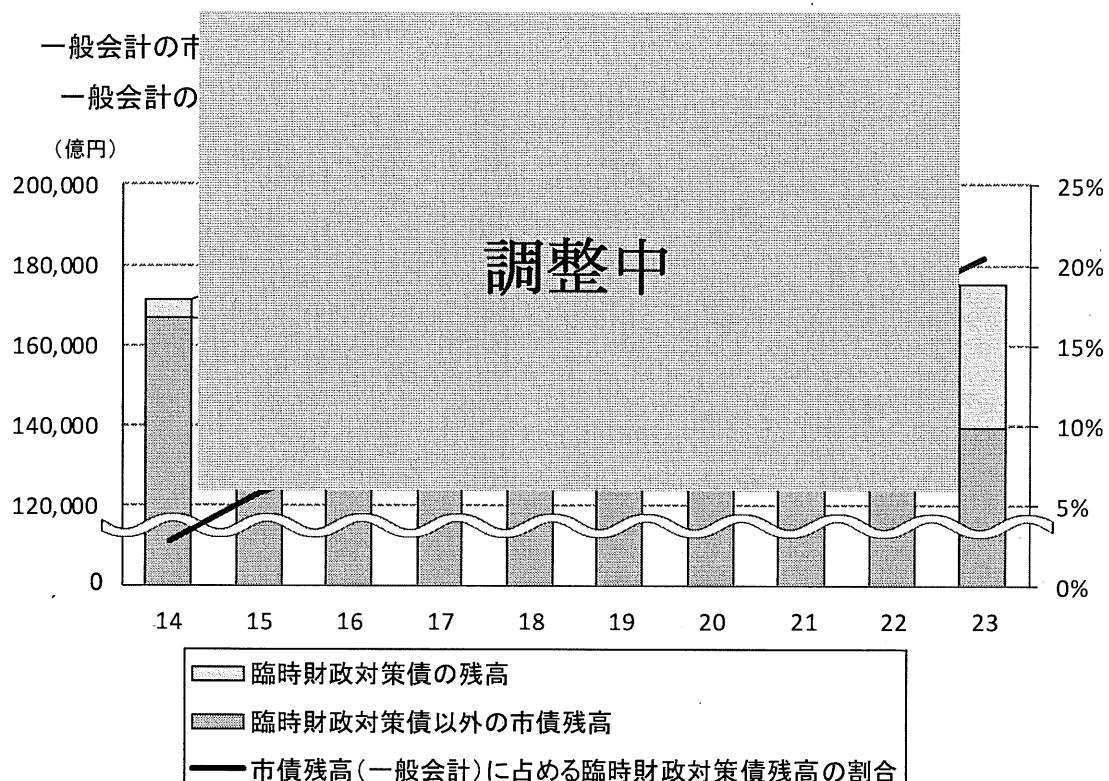
(単位:億円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
発行額	臨時財政対策債	3,158	5,572	3,979	3,098	2,763
	一般会計の市債	14,241	15,676	14,144	11,535	10,583
残高	臨時財政対策債	4,566	10,130	14,116	17,110	19,570
	一般会計の市債	171,398	175,822	178,395	176,298	175,018
一般会計の市債残高に占める 臨時財政対策債残高の割合		2.7%	5.8%	7.9%	9.7%	11.2%

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発行額	臨時財政対策債	2,505	2,365	3,649	6,357	6,261
	一般会計の市債	10,333	10,661	12,356	13,503	13,150
残高	臨時財政対策債	21,438	22,984	25,730	30,894	35,888
	一般会計の市債	173,850	172,618	173,340	174,368	175,117
一般会計の市債残高に占める 臨時財政対策債残高の割合		12.3%	13.3%	14.8%	17.7%	20.5%

注 1 各年度の数値は決算額である。

2 残高は、満期一括償還に備えた減債基金積立額を控除した額である。



[要望事項詳細説明]

1 消費・流通課税の充実

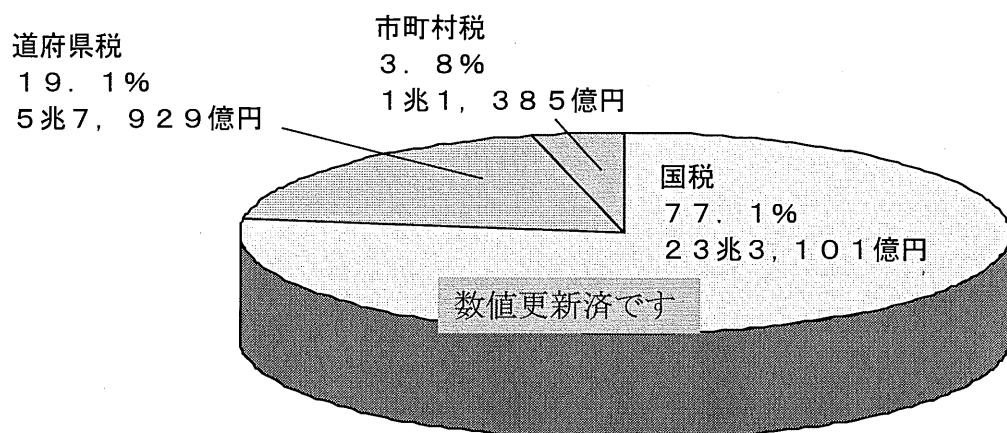
都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市税源であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は3.8%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、税率引上げ分以外の使途制限のない地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備などの財政需要を賄うにふさわしい都市的税目であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成26年度）



注 1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後に
おいても、市町村の配分割合は11.1%に過ぎない。

2 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

消費・流通課税の税目

国 税	道府県税	市町村税
消費税、酒税、たばこ税	地方消費税（※）	市町村たばこ税
揮発油税、地方揮発油税（＊）	道府県たばこ税	軽自動車税
航空機燃料税（＊）、石油ガス税（＊）	軽油引取税（※）	入湯税、鉱産税
石油石炭税、自動車重量税（＊）	自動車取得税（※）	
関税、とん税、特別とん税（＊）	自動車税	
電源開発促進税	ゴルフ場利用税（※）	
たばこ特別税	鉱区税、狩猟税	

注（＊）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。

（※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

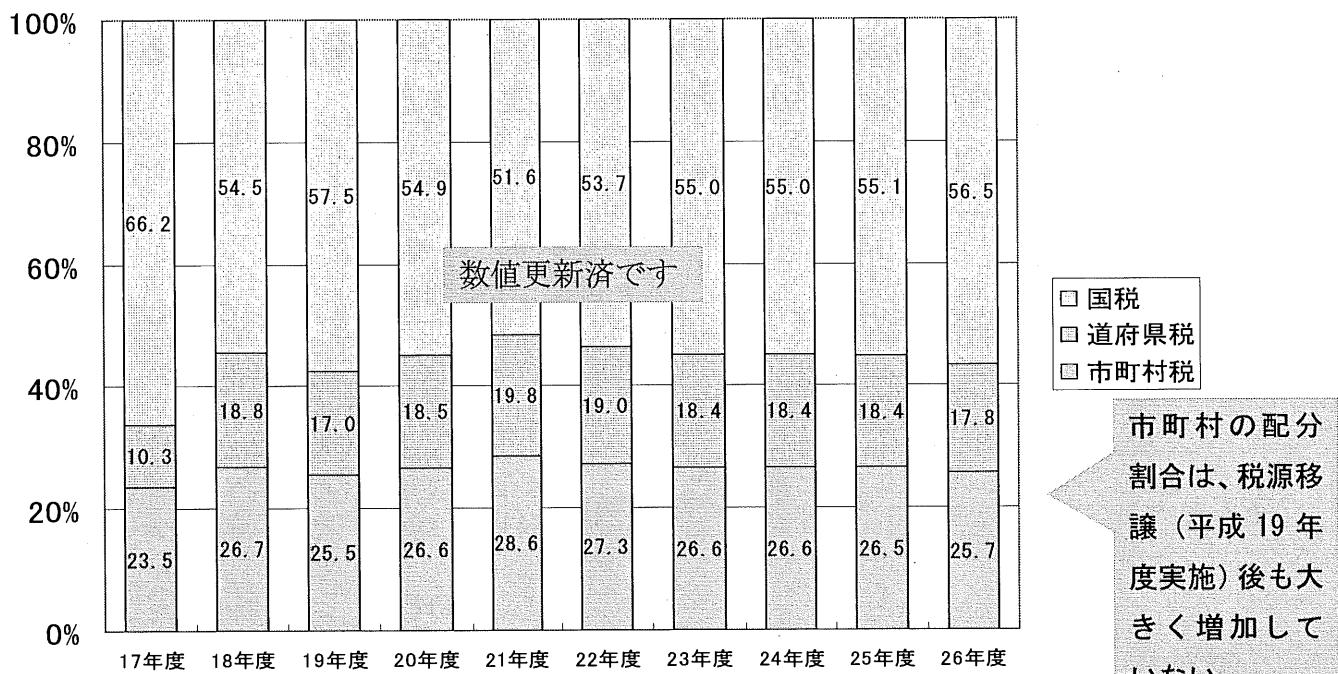
2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のはざまを図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したもの、個人住民税は、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分のはざまを図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

個人所得課税の配分割合（平成17年度～平成26年度）

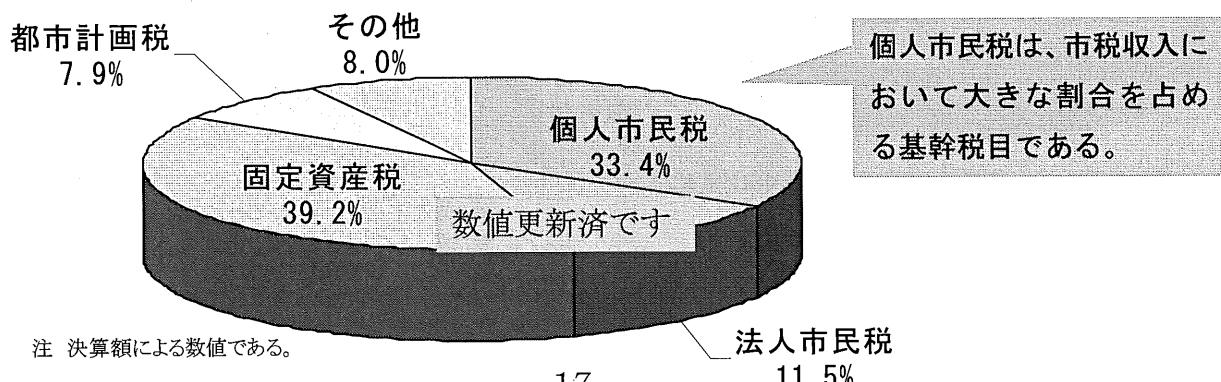


注 1 平成17年度から平成24年度までは決算額、平成25年度及び平成26年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 平成18年度については、「所得譲与税」を含んでいる。

3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合（平成24年度）



3 所得課税の充実（法人住民税）

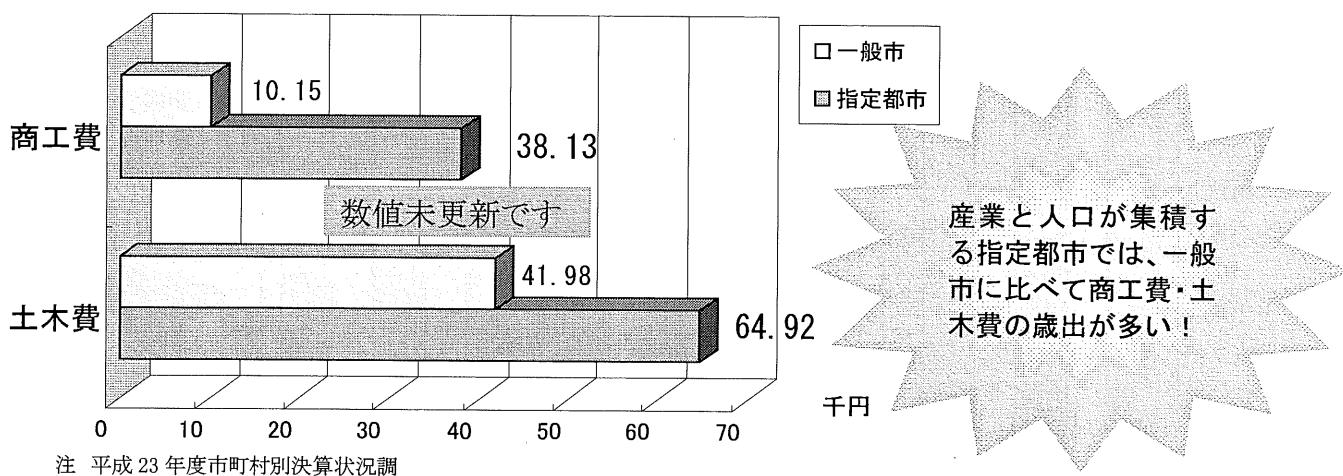
都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは是正により、配分割合の拡充を図ること。

法人は、市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、6.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分のは是正により、その配分割合の拡充を図る必要がある。

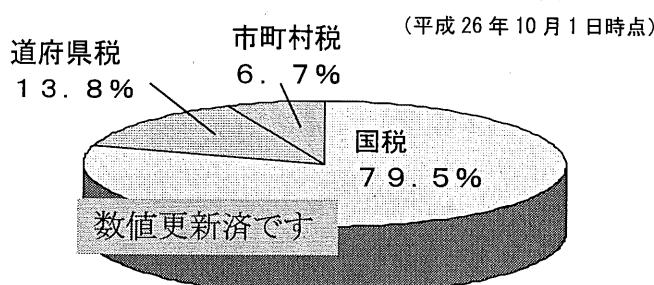
また、法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。しかしながら、単なる地方間の税収の再配分となる地方法人税は、受益と負担の関係に反し、眞の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元する必要がある。

なお、国の施策として法人実効税率を引き下げるための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行う必要がある。

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



法人所得課税の配分割合（実効税率）

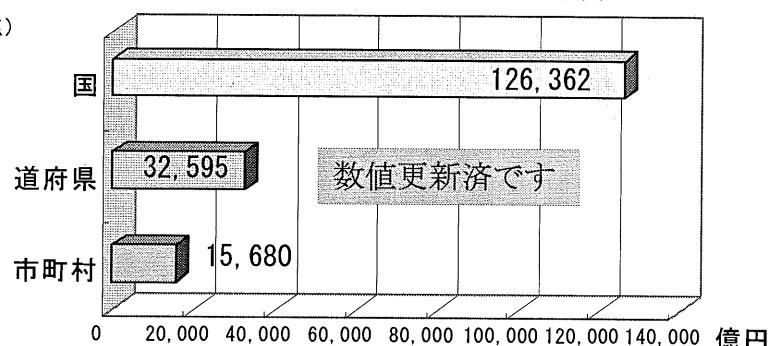


注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

法人所得課税の市町村への配分割合は極めて低い！

法人所得課税の収入額（平成 26 年度）



注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 国は法人税、地方法人税、地方法人特別税及び復興特別法人税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。

3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

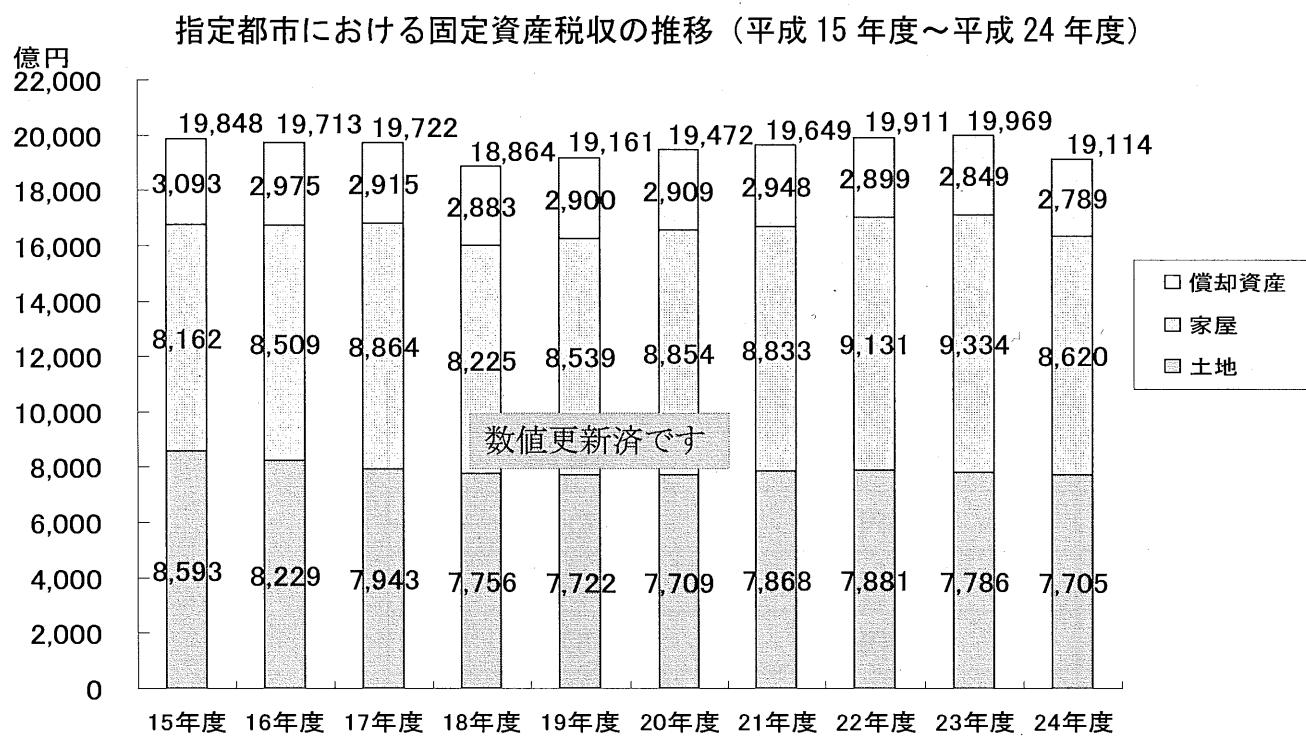
4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

なお、償却資産に対する固定資産税は廃止などの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。

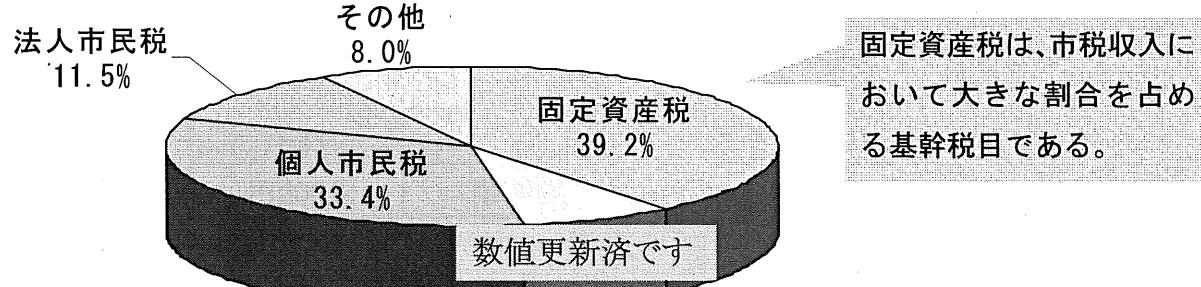
なお、償却資産に対する固定資産税は、国の経済対策などの観点から廃止などの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持する必要がある。



注 1 決算額による数値である。

2 評価替え年度は、平成15、18、21、24年度である。

指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合（平成24年度）



注 決算額による数値である。

固定資産税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

[要望事項詳細説明<税制関係>]

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や法人市民税(均等割)等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。

については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税 昭和 39 年度から 51 年間据置

区分	税率 (1トン当たり)
入港ごと	20円
一時納付(1年分)	60円

経過年のみ更新済です
軽自動車税については削除いたしました

注 特別とん税は国税だが、その収入の全額が開港所在市町村に譲与される。

法人市民税(均等割) 昭和 59 年度から 31 年間据置

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など		5万円

注 従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

事業所税 昭和 61 年度から 29 年間据置

区分	税率
資産割	600円／m ²

注 据置年数については、導入初年度を算入している。

個人市民税 平成 8 年度から 19 年間据置

区分	税率
均等割	3,000円

注 平成 26 年度から平成 35 年度までは臨時特例により 3,500 円である。

6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまで見直しが行われてきたが、なお見直しが不十分な状況にある。

については、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすものなどについても、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

その際には、住宅ストックが量的に充足している現状などを踏まえて新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、特に、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的に見直す必要がある。

地方税法における税負担軽減措置等による減収見込額

(単位：億円)

項目	数値更新済です	減 収 額
固定資産税・都市計画税関係		▲2, 579
個人住民税関係		▲2, 541
法人住民税・事業税関係		▲1, 244
合 計		▲6, 364

注 1 地方税関係資料ハンドブック（平成 25 年）による数値である。

2 地方税法の政策減税措置による平成 24 年度減収見込み額である。数値は 1 億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下「国の支出金」という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

国庫支出金対象事業における指定都市の主な超過負担（平成26年度予算）

（単位：億円）

事業費	総事業費 ①	単独 事業費 ②	あるべき 補助基本額 ③	補助基本額 ④ ④/(③)	超過負担 ⑤:③-④	左に対するあるべき補助金 ⑤×各補助率
保育所運営費					580	448
ごみ処理施設 建設費 (工場建設費)					28	19
小・中学校 校舎建設費					103	25
小学校					67	19
中学校					36	6
小・中学校 屋内運動場建設費					3	1
小学校					3	1
中学校	11	-	11	11	100.0%	0
合計	3,731	692	3,039	2,325	76.5 %	714
						493

調整中

注1 補助基本額及び国庫支出金については、平成26年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

2 保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含めない。

2 地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施

地方債のうち政府資金について、借入条件を改善し、安定的に確保すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて平成27年度から実施すること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

なお、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の特例措置については、平成28年度以降も延長し、また、公共施設等の除却について地方債の特例措置の要件を緩和すること。

都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、特に大都市にとって公債費が多大な負担となっており、また、今後老朽化施設の維持管理・修繕・更新など、さらに負担が増す見込みである。

こうした状況を踏まえ、公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政の健全化を推進するため、地方債のうち政府資金について、貸付金利の設定を小数点第1位の単位未満切上げから小数点第2位へ変更するなど、負担軽減に寄与する借入条件への改善及び安定的な確保を図るべきである。

また、補償金免除繰上償還については、利率が5%未満の残債についても対象とするなど、要件の緩和を図り、改めて平成27年度から実施すべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

なお、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の特例措置については、平成28年度以降も延長し、また、公共施設等の除却についての地方債の特例措置については、施設ごとの管理計画の策定をもって起債対象とするなど、要件を緩和すべきである。

公的資金の利率別借入残高の構成比

(平成25年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計)

利率5%超 ～6%以下	利率6%超 ～7%以下 0.4%	7.1%以下
----------------	------------------------	--------

調整中

大都市財政の実態に即応する 財源の拡充についての要望

(平成 26 年度)

指 定 都 市

目 次

・重点要望事項	1
・要望事項	3
・重点要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	9
3 事務分配の特例に対応した大都市特例税制の創設	11
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の改革	13
2 国直轄事業負担金の廃止	15
3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	17
・要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 消費・流通課税の充実	21
2 所得課税の充実（個人住民税）	22
3 所得課税の充実（法人住民税）	23
4 固定資産税の安定的確保	24
5 定額課税の見直し	25
6 税負担軽減措置等の整理合理化	26
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の超過負担の解消	27
2 地方債の発行条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施	28
・資料編	
指定都市の実態について	31

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。

また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。加えて、東日本大震災の復興関連事業及び防災・減災事業に積極的に取り組む必要があります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策や低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

眞の分権型社会を実現し、指定都市がその役割を十分果たしていくためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分の是正を行うなど、地方税財源を拡充強化する必要があります。さらに、今後大きくなる基礎自治体の役割を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成 25 年 月

指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	奥山恵美子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊彦
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	林文彦
相模原市長	加藤俊夫
新潟市長	山田昭宏
静岡市長	田辺信友
浜松市長	木村康友
名古屋市長	鈴河たかし
京都市长	門川大作
大阪市長	橋下徹
堺市長	竹内修
神戸市長	元喜喜
岡山市長	森雅一
広島市長	大松健
北九州市長	北橋一
福岡市長	島宗一郎
熊本市長	高島政史

指定都市議長会

札幌市議会議長	高橋克朋
仙台市議会議長	西澤啓文
さいたま市議会議長	萩原章弘
千葉市議会議長	宇留間又衛門
川崎市議会議長	川崎市議会議長
横浜市議会議長	宇佐留野文祐
相模原市議会議長	須田毅
新潟市議会議長	志井佳常
静岡市議会議長	井上恒
浜松市議会議長	太田田和
名古屋市議会議長	藤橋和隆
京都市議会議長	田中康秀
大阪市議会議長	田村芳和
堺市議会議長	延田映夫
神戸市議会議長	田澤多加士
岡山市議会議長	武井弘明
広島市議会議長	井原宣彦
北九州市議会議長	原法征
福岡市議会議長	三森鷹英
熊本市議会議長	齊藤聰

重点要望事項（税制関係）

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保し、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための削減は行わないこと。国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

要望事項（税制関係）

1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のは正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、配分割合の拡充を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

2 地方債の発行条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施

地方債のうち政府資金について、発行条件を改善し、安定的に確保すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて平成26年度から実施すること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

さらに、老朽化する公共施設を長寿命化するための修繕や廃止・複合化等に伴う解体について起債対象とするなどの拡充を図ること。

[重点要望事項詳細説明]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差のは是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

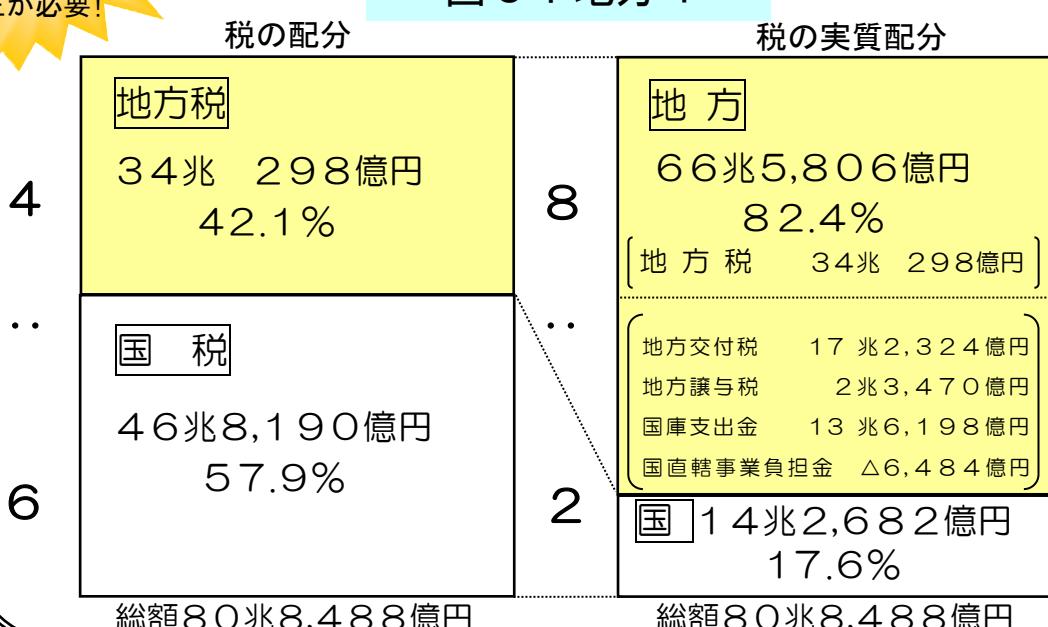
なお、地方法人特別税のように、地方税を一部国税化し、地方間の税収の水平調整を行うことは、真の分権型社会の実現の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差のは是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

国・地方における税の配分状況（平成25年度）

税の配分の
抜本的な
是正が必要！

《現 状》

国 6：地方 4



税源移譲
(6兆円程度)

国税：地方税=5：5とするための税源移譲のパターン例

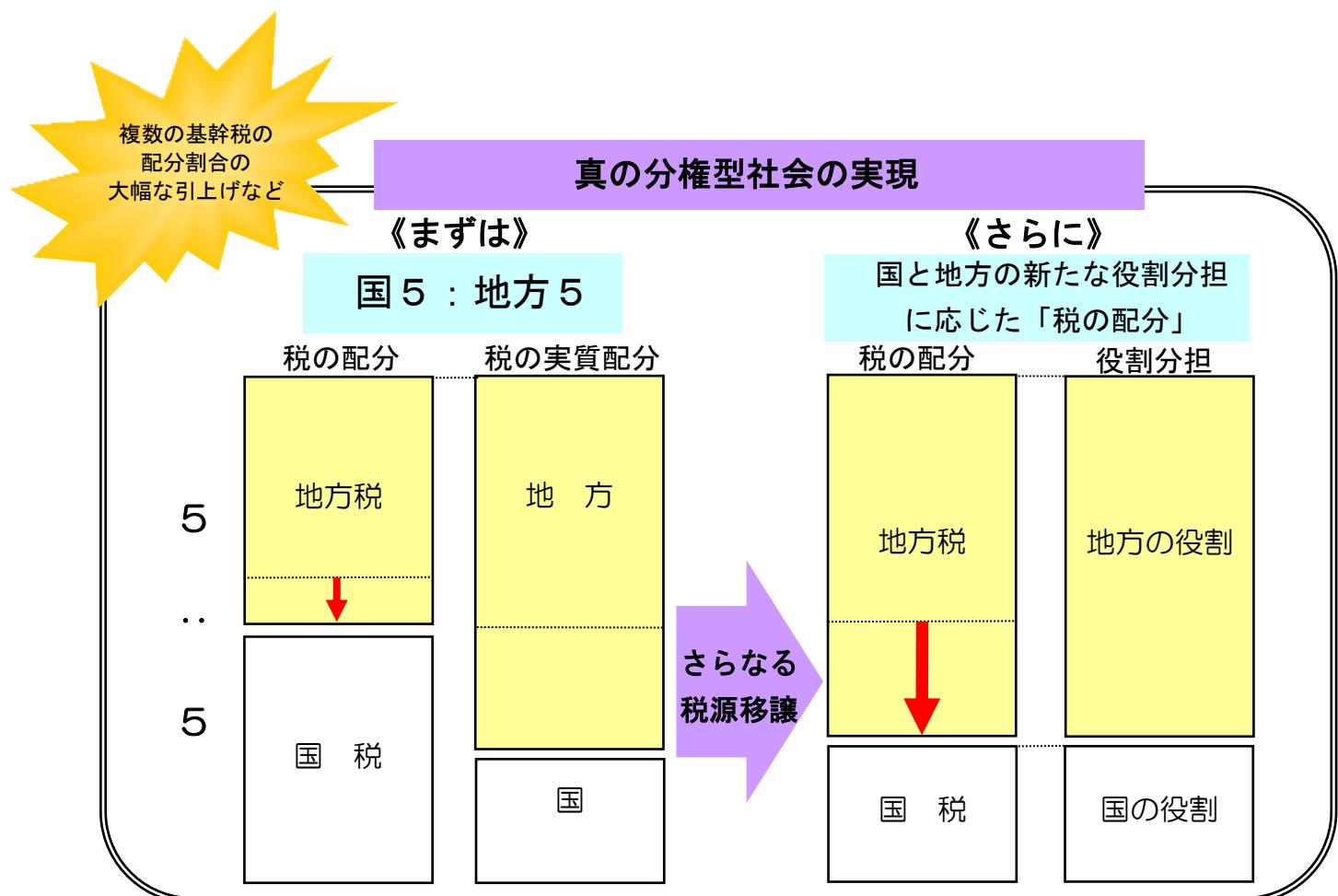
<6兆円程度の税源移譲が必要な場合の移譲見込額の試算>

	例1	例2	例3
消費税から 地方消費税へ (現行分)		消費税 4% ⇒ 2.5% 地方消費税 1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	
所得税から 個人住民税 所得割へ	個人住民税の税率 10% ⇒ 11% (移譲見込額)約1兆円	個人住民税の税率 10% ⇒ 12% (移譲見込額)約2兆円	
法人税から 法人住民税 法人税割へ	法人住民税の配分割合 11.1% ⇒ 18.1% (移譲見込額)約1兆円		法人住民税の配分割合 11.1% ⇒ 25.1% (移譲見込額)約2兆円
移譲見込 総額	6兆円程度	6兆円程度	6兆円程度

注 1 税源移譲のパターン例は、複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、現行税率における消費税から地方消費税への税源移譲(地方消費税 1%⇒2.5%)を基本に、一定の税率などを設定して移譲見込額を試算したものである。なお、消費税率及び地方消費税率の引上げにより、国・地方間の税の配分格差は拡大し、より多くの税源移譲が必要となる。

2 移譲見込額は平成 25 年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。

3 法人住民税の配分割合は、資本金が1億円を超える法人を対象に、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整し、復興特別法人税を加味した実効税率ベースの数値である。



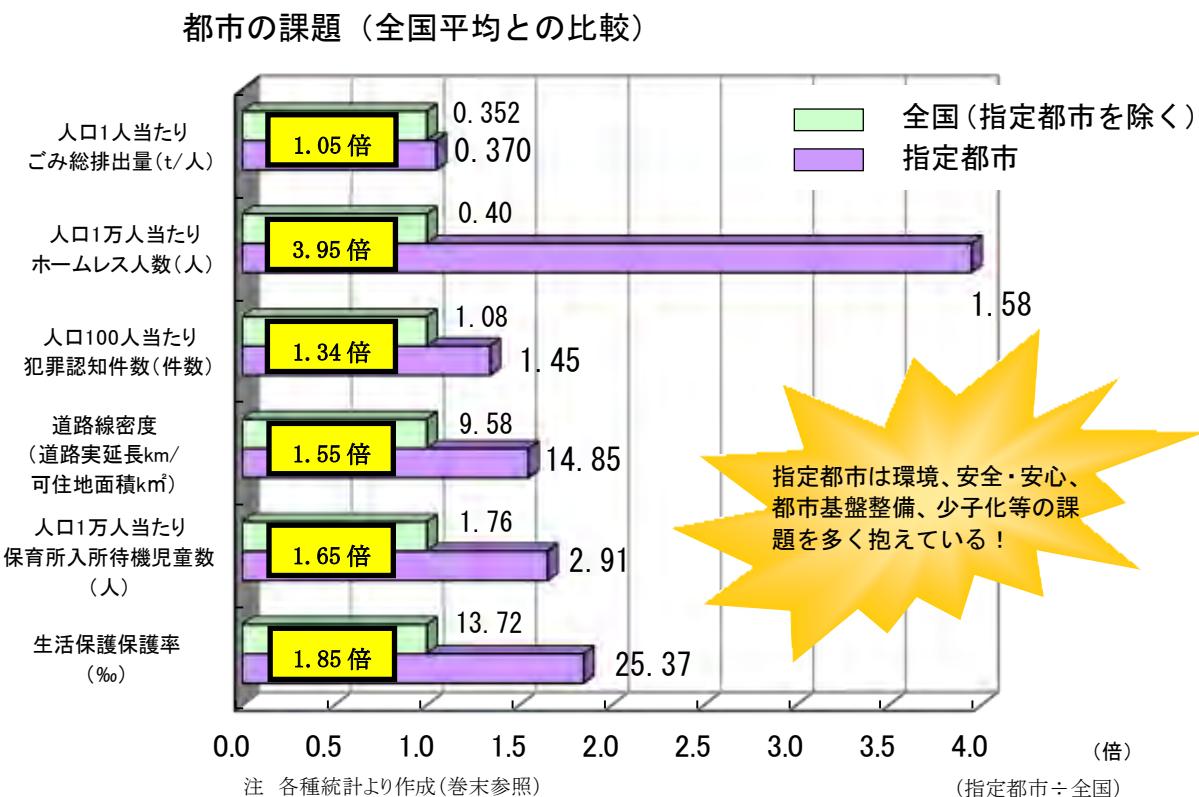
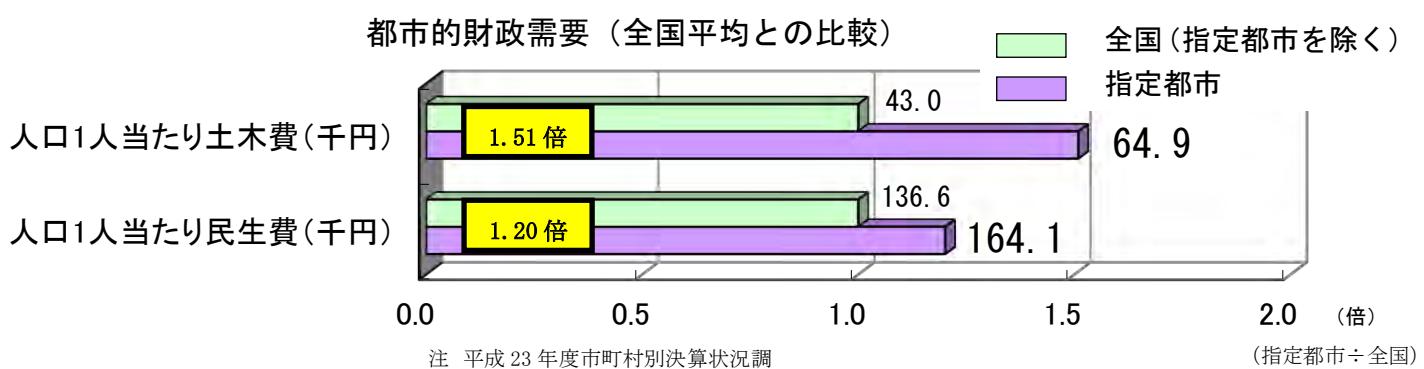
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

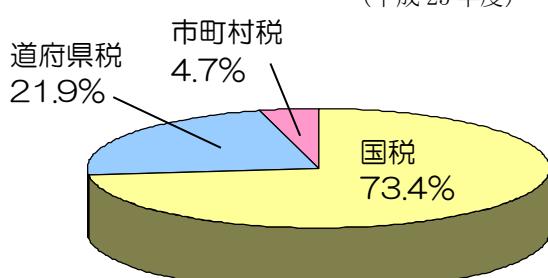
指定都市では、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの利益を享受していることを踏まえ、特に税率引上げ分以外の現行分の地方消費税と法人住民税の配分割合について拡充強化を図る必要がある。



消費・流通課税の配分割合

(平成 25 年度)

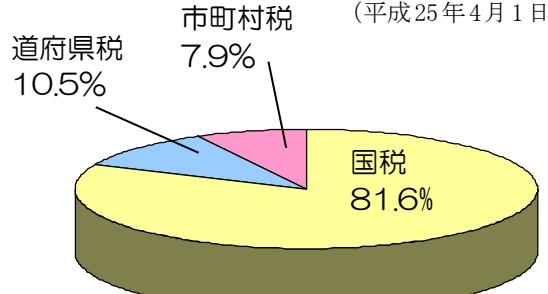


注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

法人所得課税の配分割合（実効税率）

(平成 25 年 4 月 1 日時点)



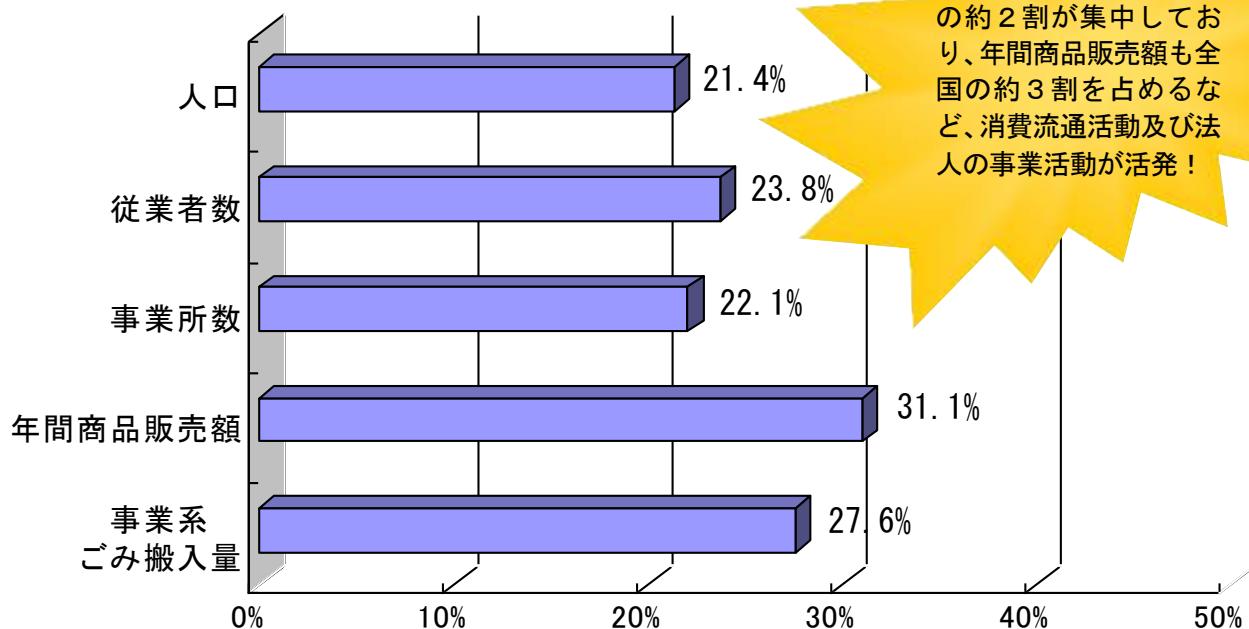
注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

2 資本が 1 億円を超える法人を対象とした場合である。

3 復興特別法人税を加味した数値である。

都市税源の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



注 各種統計より作成(巻末参照)

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、道府県から移譲された事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

また、真の分権型社会を実現していく中で、道府県費負担教職員給与などに係る事務・権限をはじめ、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受 益 と 負 担 の 関 係 に ね ジ れ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「**指定都市から受益**」
- ★ その経費は「**道府県税として負担**」

大都市特例税制の創設によりねじれを是正！

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|------------|----------------|----------|-------------|
| ・児童福祉 | ・民生委員 | ・身体障害者福祉 | ・生活保護 |
| ・行旅病人及び死亡人 | ・社会福祉事業 | ・知的障害者福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 |
| ・老人福祉 | ・母子保健 | ・介護保険 | ・障害者自立支援 |
| ・食品衛生 | ・精神保健及び精神障害者福祉 | | ・結核予防 |
| ・土地区画整理事業 | ・屋外広告物規制 | | |

個別法に基づくもの

- ・土木出張所
- ・衛生研究所
- ・定時制高校人件費
- ・国・道府県道の管理
- ・道府県費負担教職員の任命、研修 等

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(平成25年度予算による概算)

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左
税制上の措置

約3,700億円

- 地方自治法に基づくもの
児童福祉
民生委員
身体障害者福祉等
- 個別法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

約2,200億円

税制上の
措置不足額

約1,500億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市への
事務移譲・権限移譲に伴う所要額について
税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8,700億円 など
(平成23年度決算により推計)

1 国庫補助負担金の改革

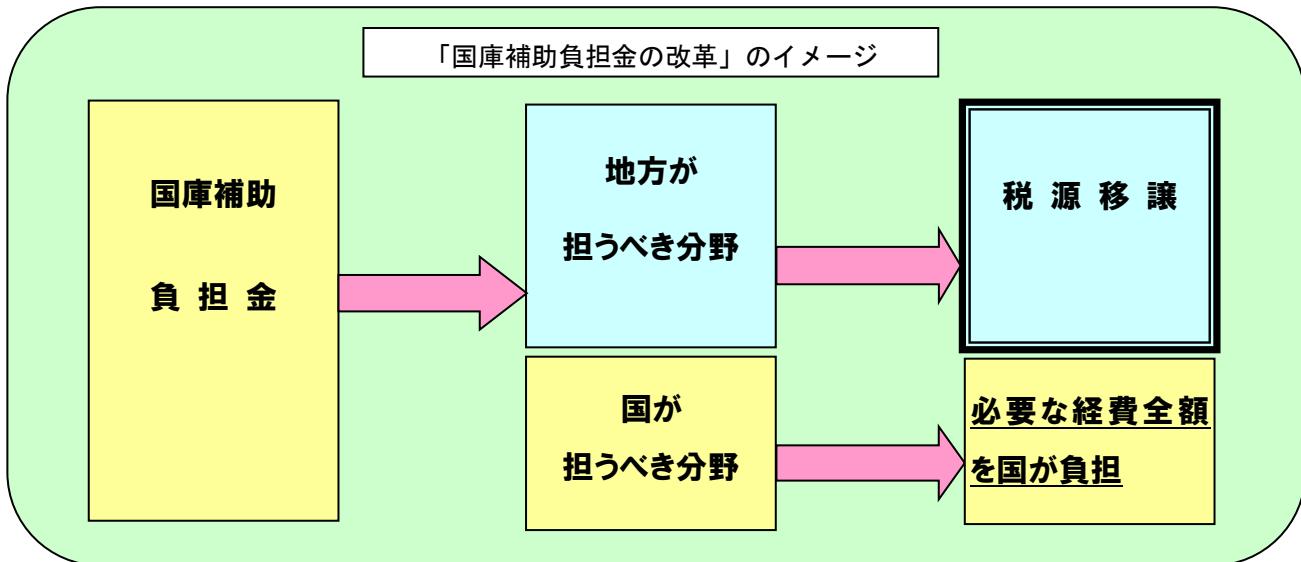
国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保し、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

なお、税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきではない。

また、国庫補助負担金については、地方が必要とする総額を確保し、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって、より自由度が高く、活用しやすい制度となるよう見直すべきである。



税源移譲すべき国庫補助負担金

事 項	主 な も の		25年度予算額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	1兆8,742億円
	経常	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、公的賃貸住宅家賃対策補助	203億円
	義務	児童育成事業費補助金、地域生活支援事業費補助金	1,735億円
国庫負担金 (地財法10条)	投資	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	5,122億円
	経常	公的賃貸住宅家賃対策補助、森林病害虫等防除事業費補助	16億円
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費等負担金	1兆9,144億円
小 計			4兆4,962億円
社会資本整備特別会計等	地域連携推進事業費補助、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金		876億円
合 計			4兆5,838億円

注 平成16年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち税源移譲すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として税源移譲すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行い、地方負担は廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すべきである。

平成24年11月に閣議決定された「地域主権推進大綱」において、平成25年度までに「現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る」とされていることを踏まえ、指定都市を含む地方との協議の機会を直ちに設けて意見を十分に取り入れた上で、廃止・移譲に向けた具体案を提示し、確実に実施すべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とし、また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うべきである。

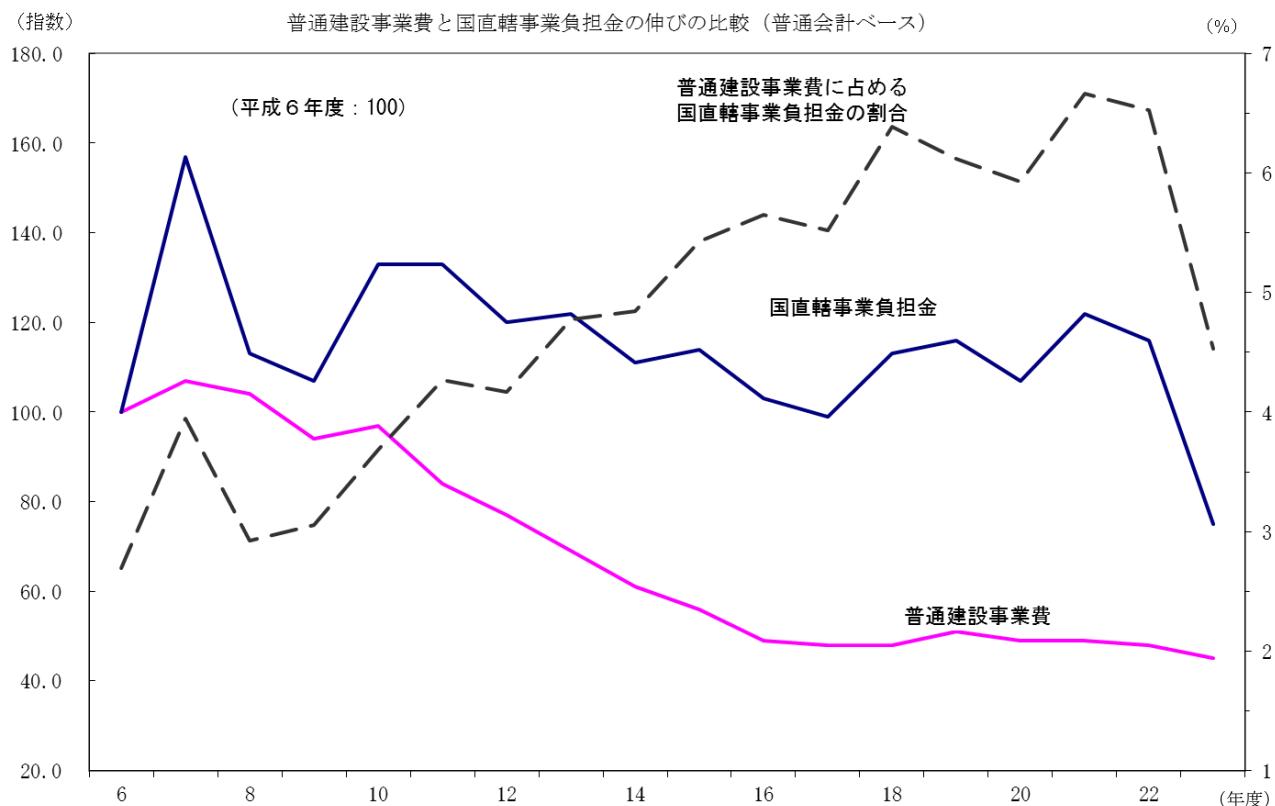
国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

(単位:百万円)

事業名	指定都市における 国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
国 道	119,343	42,305	35 %
港 湾	33,985	11,804	35 %
計	153,328	54,109	35 %

注 指定都市の負担額は平成23年度決算による数値である。

(参考) 国直轄事業負担金の推移（国に対して直接支出しているもの）



- 注 1 平成 6 年度から平成 14 年度まではさいたま市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた 12 市計、平成 15 年度から平成 16 年度は相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた 13 市計、平成 17 年度は相模原市・新潟市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた 14 市計、平成 18 年度は相模原市・新潟市・浜松市・岡山市・熊本市を除いた 15 市計、平成 19 年度から平成 20 年度は相模原市・岡山市・熊本市を除いた 17 市計、平成 21 年度は相模原市・熊本市を除いた 18 市計、平成 22 年度から平成 23 年度は熊本市を除いた 19 市計である。
- 2 近年、地方公共団体の公共事業関連予算が大幅な減少傾向にあるのに対し、国直轄事業はほぼ横ばいで推移しているため、普通建設事業費に占める国直轄事業負担金の割合は、増大傾向にある。
- 3 国直轄事業負担金については、平成 22 年度から原則として、維持管理分が廃止されている。

(参考) 国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（道府県を通じて負担しているもの）

(単位:百万円)

事 業 名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港 湾	8,130	1,453	18 %
農業農村整備	20,904	843	4 %
公 園	3,494	359	10 %
空 港	4,010	335	8 %
計	36,538	2,990	8 %

注 指定都市の負担額は平成 23 年度決算による数値である。

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための削減は行わないこと。国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源である。その改革に当たっては、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行った上で進めるべきである。

地方交付税の総額については、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、これまで地方が取り組んできた地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠や別枠加算を維持するとともに、社会保障と税の一体改革に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すべきである。

特に、平成25年度の地方交付税に関しては、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与の引下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、こうした一方的な国の政策目的を達成するための削減は、今後行うべきではない。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市を狙い撃ちにした削減は決して行うべきではなく、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、地方公共団体の予算編成に支障をきたすことのないよう、具体的な算定方法や算定基準を早期に明示し、各地方公共団体における地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

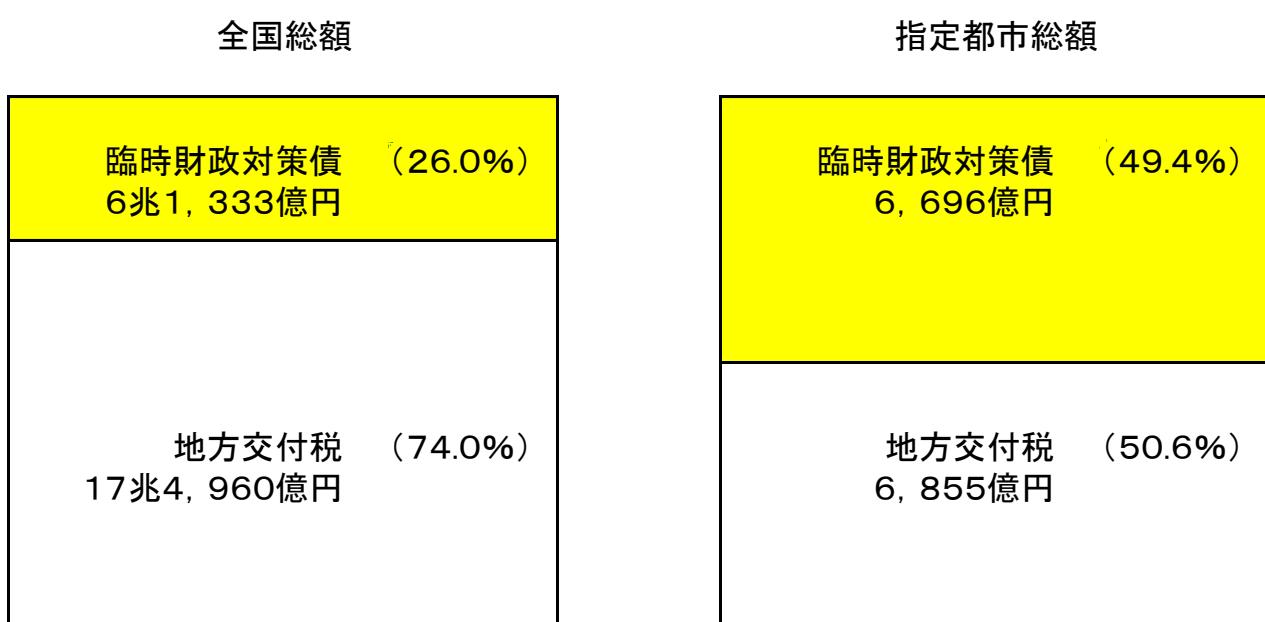
地方交付税等の削減状況

		平成15年度 決定額	平成24年度 決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	全国総額	18兆 693億円	17兆4, 960億円	△5, 733億円	△3. 2%
	市町村分	8兆 908億円 (6. 3万円)	8兆6, 524億円 (6. 8万円)	5, 616億円	+6. 9%
地方交付税+ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	指定都市 総額	9, 433億円 (3. 5万円)	6, 855億円 (2. 5万円)	△2, 578億円	△27. 3%
	全国総額	23兆9, 389億円	23兆6, 293億円	△3, 096億円	△1. 3%
基準財政需要額 (人口一人あたり)	市町村分	11兆 256億円 (8. 6万円)	10兆9, 922億円 (8. 6万円)	△334億円	△0. 3%
	指定都市 総額	1兆5, 038億円 (5. 6万円)	1兆3, 551億円 (5. 0万円)	△1, 487億円	△9. 9%
基準財政需要額 (人口一人あたり)	全国総額	47兆 877億円	49兆2, 721億円	2兆1, 844億円	+4. 6%
	市町村分	25兆 41億円 (19. 5万円)	25兆3, 345億円 (19. 8万円)	3, 304億円	+1. 3%
	指定都市 総額	5兆1, 956億円 (19. 1万円)	5兆1, 062億円 (18. 8万円)	△894億円	△1. 7%

注 1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、平成24年度決定額には東日本大震災関係分（推計）及び震災復興に係る特別交付税を除く。

臨時財政対策債の配分状況(平成24年度決定額)



臨時財政対策債の発行額及び残高の推移(指定都市総額)

(単位:億円)

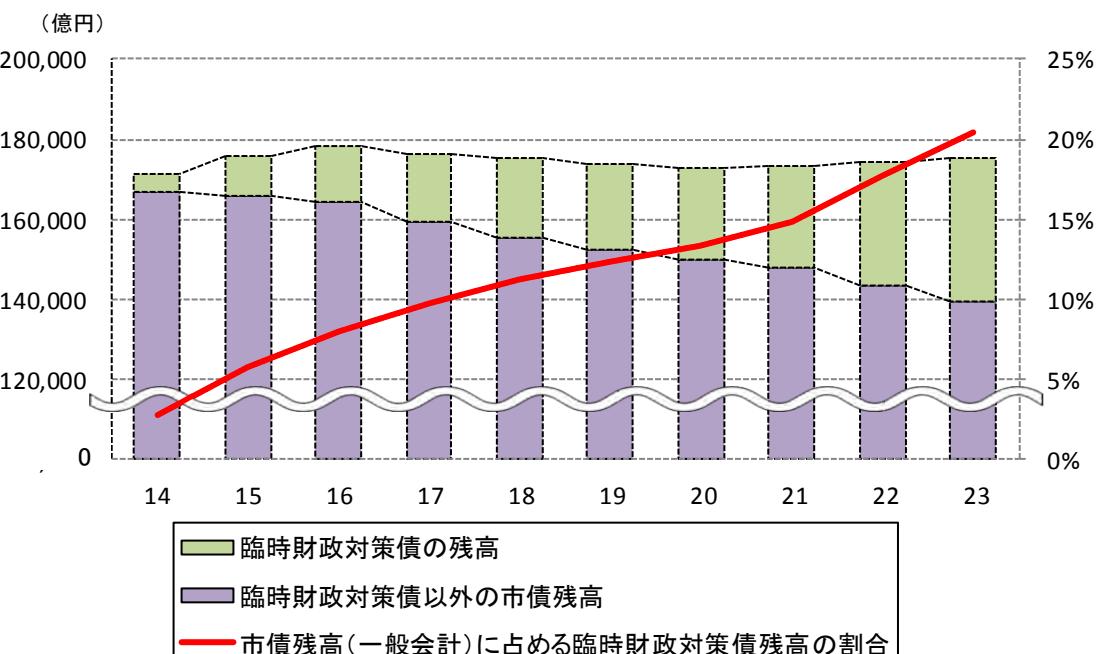
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
発行額	臨時財政対策債	3,158	5,572	3,979	3,098	2,763
	一般会計の市債	14,241	15,676	14,144	11,535	10,583
残高	臨時財政対策債	4,566	10,130	14,116	17,110	19,570
	一般会計の市債	171,398	175,822	178,395	176,298	175,018
一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合		2.7%	5.8%	7.9%	9.7%	11.2%

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発行額	臨時財政対策債	2,505	2,365	3,649	6,357	6,261
	一般会計の市債	10,333	10,661	12,356	13,503	13,150
残高	臨時財政対策債	21,438	22,984	25,730	30,894	35,888
	一般会計の市債	173,850	172,618	173,340	174,368	175,117
一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合		12.3%	13.3%	14.8%	17.7%	20.5%

注 1 各年度の数値は決算額である。

2 残高は、満期一括償還に備えた減債基金積立額を控除した額である。

一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合(指定都市総額)



[要望事項詳細説明]

1 消費・流通課税の充実

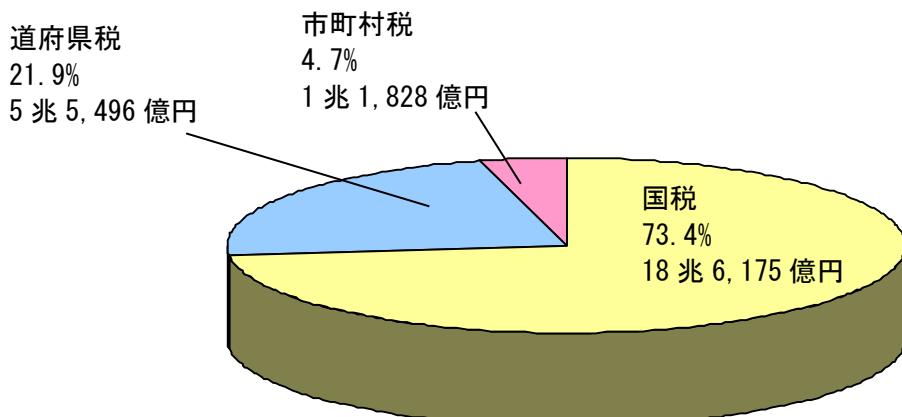
都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分のはざまを図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市税源であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は4.7%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、地方税にふさわしく、また、税率引上げ分以外の現行分の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備などの財政需要を賄うにふさわしい都市的税目であるため、国・地方間の税源配分のはざまを図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成25年度）



注 1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後に
おいても、市町村の配分割合は12.7%に過ぎない。

2 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

消費・流通課税の税目

国 税	道 府 県 税	市 町 村 税
消費税、酒税、たばこ税	地方消費税（※）	市町村たばこ税
揮発油税、地方揮発油税（＊）	道府県たばこ税	軽自動車税
航空機燃料税（＊）、石油ガス税（＊）	軽油引取税（※）	入湯税、鉱産税
石油石炭税、自動車重量税（＊）	自動車取得税（※）	
関税、とん税、特別とん税（＊）	自動車税	
電源開発促進税	ゴルフ場利用税（※）	
たばこ特別税	鉱区税、狩猟税	

注（＊）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。

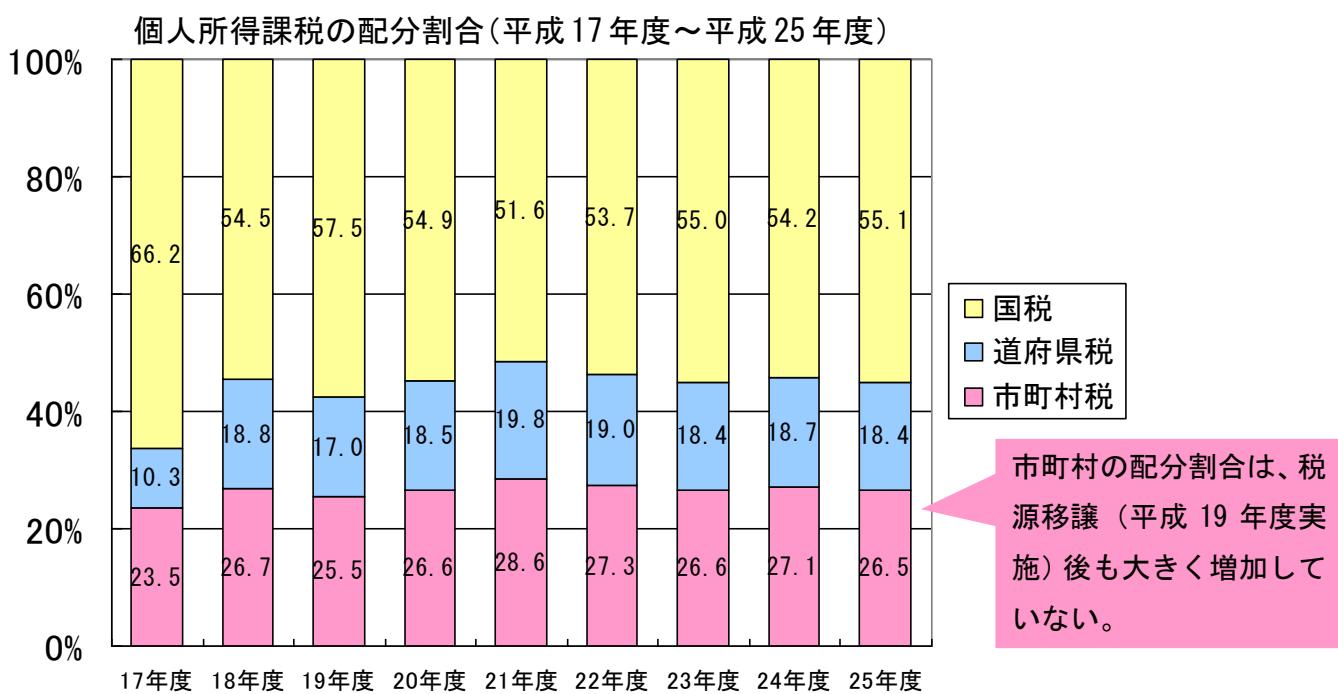
（※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のはざまを図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したもの、個人住民税は、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分のはざまを図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

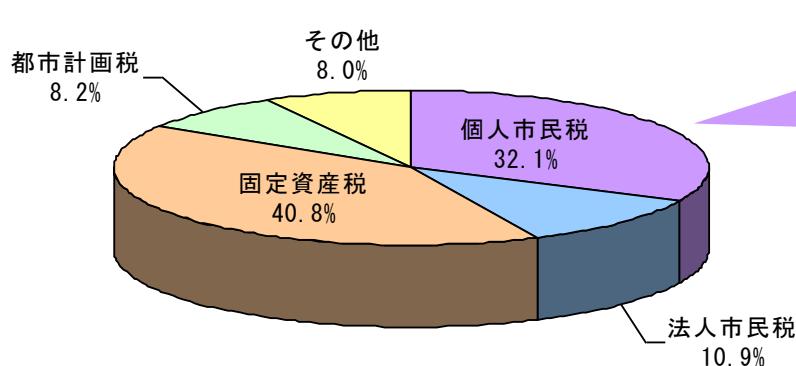


注 1 平成17年度から平成23年度までは決算額、平成24年度及び平成25年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 平成18年度については、「所得譲与税」を含んでいる。

3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合（平成23年度）



個人市民税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

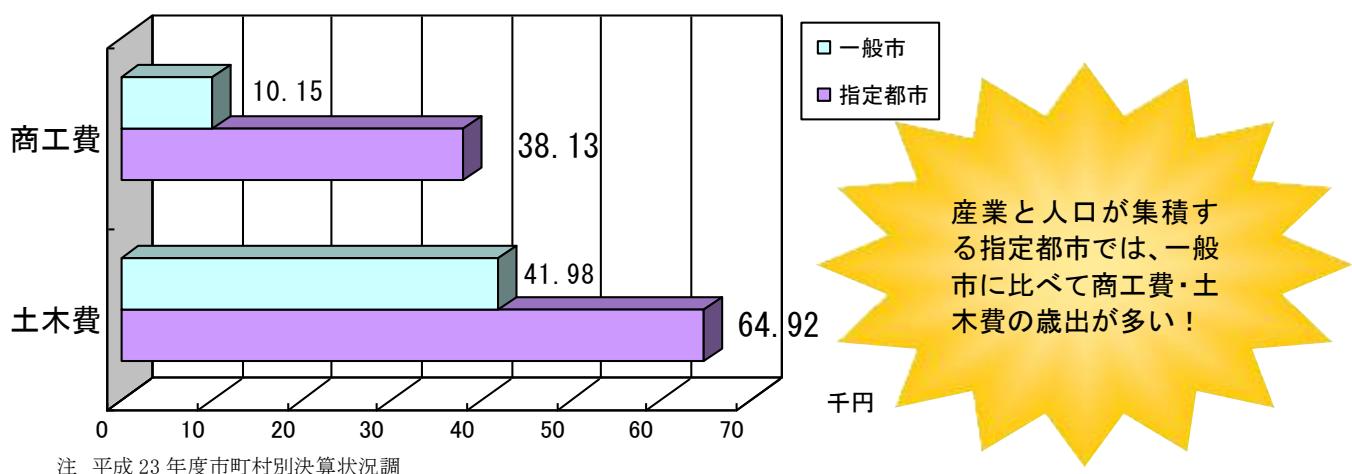
3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、配分割合の拡充を図ること。

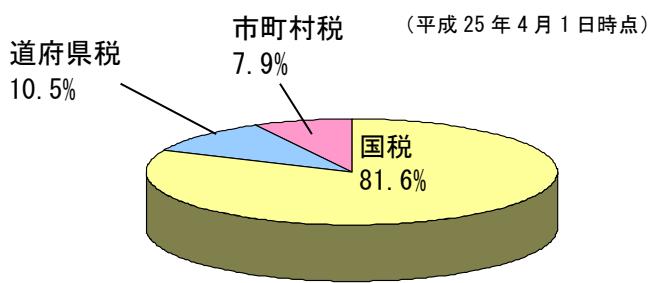
法人は、産業経済の集積に伴う社会资本整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、7.9%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

なお、法人住民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



法人所得課税の配分割合（実効税率）

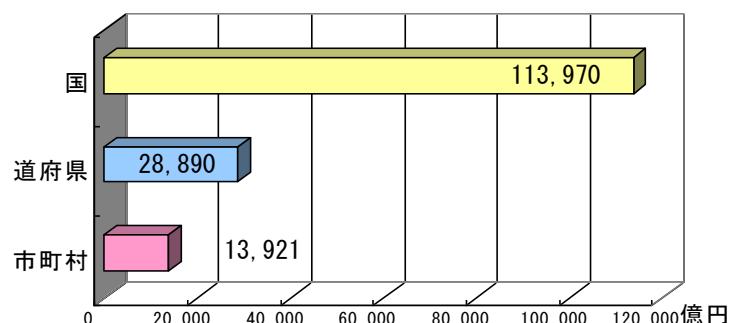


注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

3 復興特別法人税を加味した数値である。

法人所得課税の収入額（平成 25 年度）



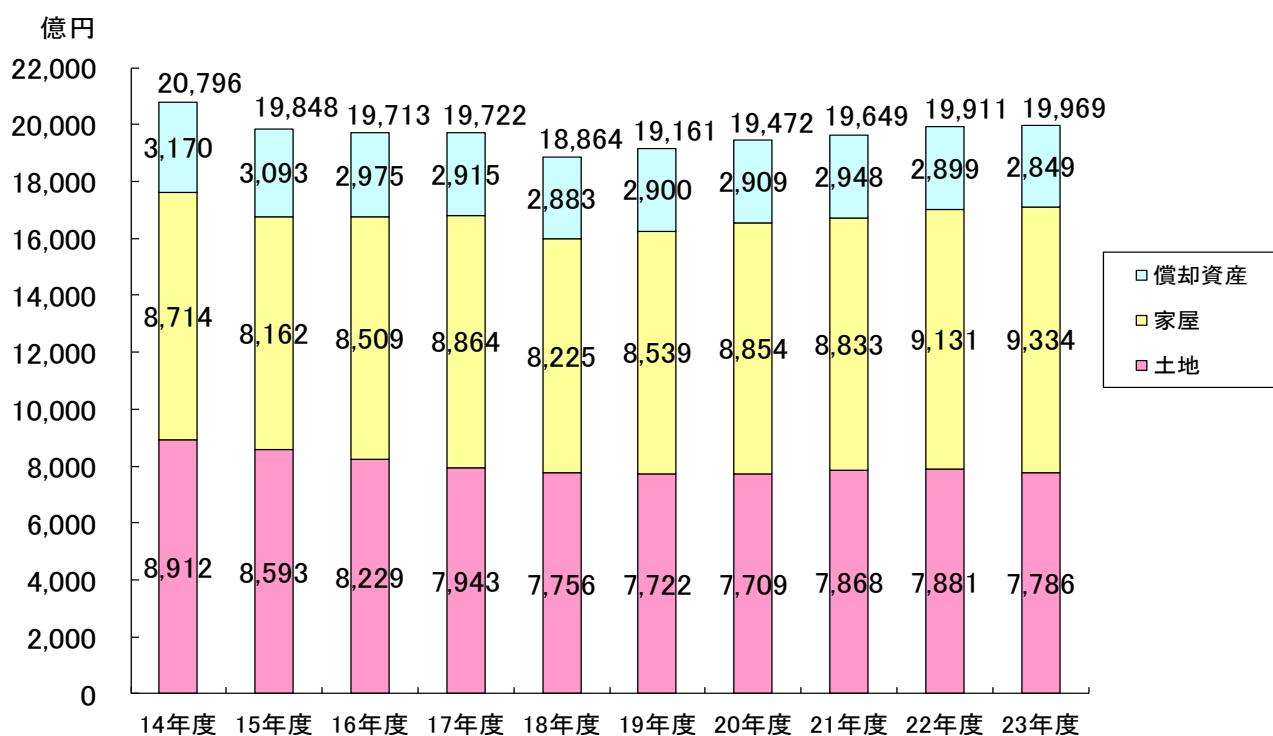
法人所得課税の市町村への配分割合は極めて低い！

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。

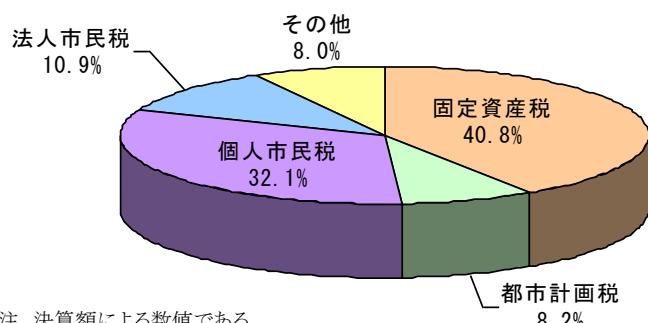
指定都市における固定資産税収の推移（平成14年度～平成23年度）



注 1 決算額による数値である。

2 評価替え年度は、平成15、18、21年度である。

指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合（平成23年度）



固定資産税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や軽自動車税等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。については、市町村の財源確保の観点から税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税 昭和 39 年度から 50 年間据置

区分	税率 (1トン当たり)
入港ごと	20円
一時納付(1年分)	60円

注 特別とん税は国税だが、その収入の全額が開港所在市町村に譲与される。

軽自動車税 昭和 59 年度から 30 年間据置

車種	税率
原動機付自転車(50cc以下)	1,000円
2輪軽自動車(125cc超～250cc以下)	2,400円
4輪軽自動車	自家用・乗用 自家用・貨物用
	7,200円 4,000円

法人市民税（均等割） 昭和 59 年度から 30 年間据置

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など	5万円	

注 従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

事業所税 昭和 61 年度から 28 年間据置

区分	税率
資産割	600円／m ²

注 据置年数については、導入初年度を算入している。

個人市民税 平成 8 年度から 18 年間据置

区分	税率
均等割	3,000円

注 平成 26 年度から平成 35 年度までは臨時特例により 3,500 円である。

6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまで見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。

については、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすものなどについても、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

その際には、住宅ストックが量的に充足している現状などを踏まえて新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的に見直す必要がある。

地方税法における税負担軽減措置等による減収見込額

(単位：億円)

項目	減 収 額
固定資産税・都市計画税関係	▲2,394
個人住民税関係	▲2,347
法人住民税・事業税関係	▲1,030
合 計	▲5,771

注 1 地方税関係資料ハンドブック（平成24年）による数値である。

2 地方税法の政策減税措置による平成23年度減収見込み額である。数値は1億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下「国の支出金」という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

国庫支出金対象事業における主な超過負担（平成25年度予算）

(単位:億円)

事業費	総事業費 ①	単独事業費 ②	あるべき補助基本額 ③	補助基本額 ④		超過負担 ⑤:③-④	左に対するあるべき補助金 ⑤×各補助率
				④	④/③		
保育所運営費	3,113	593	2,520	1,940	77.0%	580	448
ごみ処理施設建設費 (工場建設費)	166	18	148	120	81.1%	28	19
小・中学校校舎建設費	414	77	337	234	69.4%	103	25
小学校	297	61	236	169	71.6%	67	19
中学校	117	16	101	65	64.4%	36	6
小・中学校屋内運動場建設費	38	4	34	31	91.2%	3	1
小学校	27	4	23	20	87.0%	3	1
中学校	11	-	11	11	100.0%	0	0
合計	3,731	692	3,039	2,325	76.5%	714	493

注1 補助基本額及び国庫支出金については、平成25年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

2 保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含めない。

2 地方債の発行条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施

地方債のうち政府資金について、発行条件を改善し、安定的に確保すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて平成26年度から実施すること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

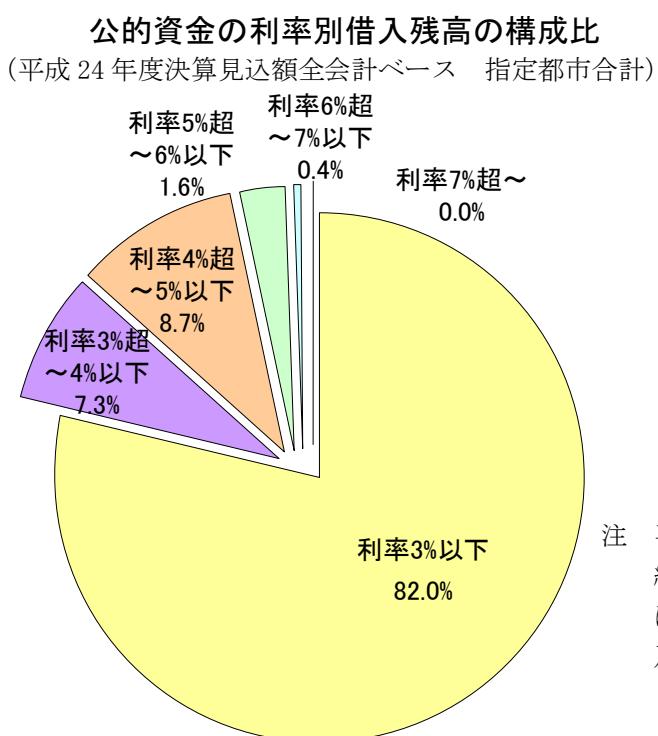
さらに、老朽化する公共施設を長寿命化するための修繕や廃止・複合化等に伴う解体について起債対象とするなどの拡充を図ること。

都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、特に大都市にとって公債費が多大な負担となっている。

こうした状況を踏まえ、公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政の健全化を推進するため、地方債のうち政府資金について、貸付金利の設定を小数点第1位の単位未満切り上げから小数点第2位へ変更するなど、負担軽減に寄与する発行条件への改善及び安定的な確保を図るべきである。補償金免除繰上償還については、平成25年度限りの措置として特定被災地方公共団体のみが対象とされているが、高金利の公的資金が未だに大きな負担となっているため、対象団体の拡大や、利率が5%未満の残債についても対象とするなど、要件の緩和を図り、改めて平成26年度から実施すべきである。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

さらに、今後、公共施設の多くが更新時期を迎えることに伴う財政負担を平準化するため、老朽化する公共施設を長寿命化するための修繕や、廃止・複合化等に伴う解体について起債対象とするなどの拡充を図るべきである。



注 平成24年度までの補償金免除繰上償還の対象となる地方債は、年利5%以上の普通会計債及び公営企業債である。

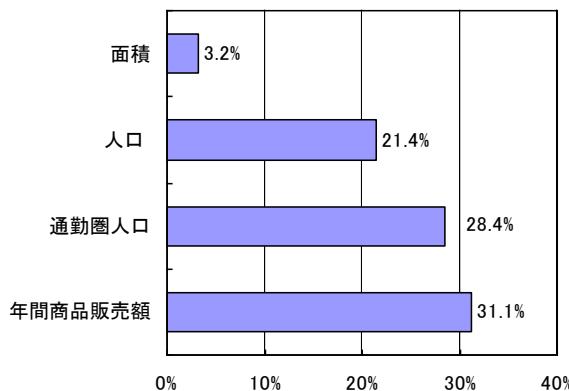
資 料 編

指定都市の実態について（概要）

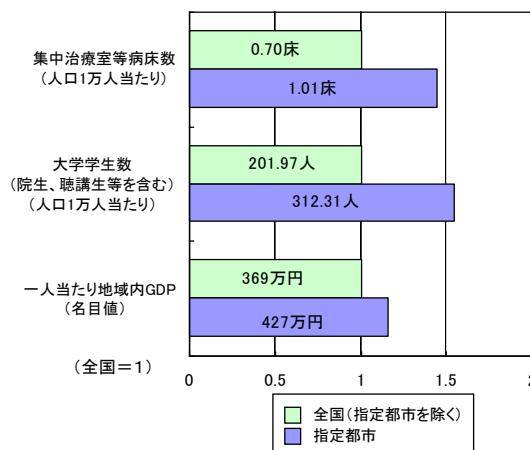
大都市の特性

○集積性・高次性・圏域における中枢性・日本経済牽引の役割

国土面積のわずか3.2%に、全国の約2割の人口、約3割の商業活動が集中。
高度医療や高等教育などが集積し、産業面でも全国より高い生産性を持つ。



*各種統計より作成（巻末参照）



*各種統計より作成（巻末参照）

*通勤圏人口は5%通勤圏人口

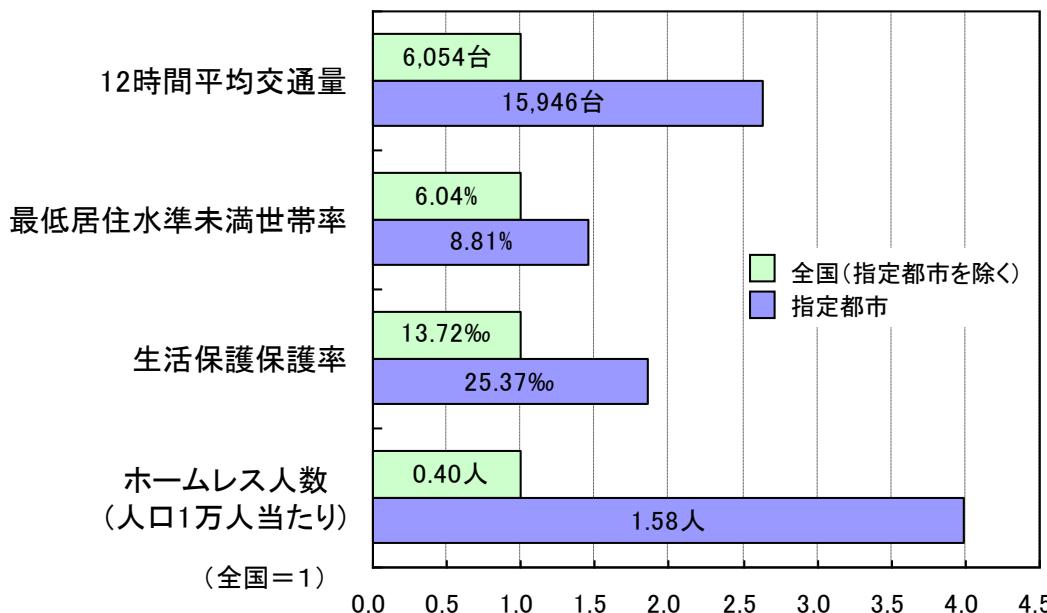


日本経済の牽引役

一方で

○過密・集中による都市的課題が存在

経済・生活のインフラ問題、環境や安全・安心に係る問題、福祉の問題など過密・集中による都市的課題がある。



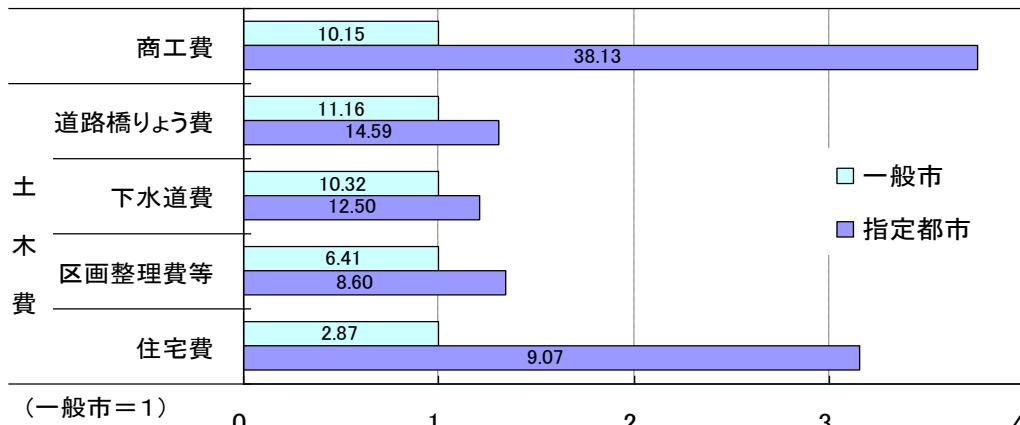
*各種統計より作成（巻末参照）

大都市特有の財政需要

○法人需要・インフラ需要

企業活動支援、道路、下水道の整備など

【人口一人当たり歳出額 千円】

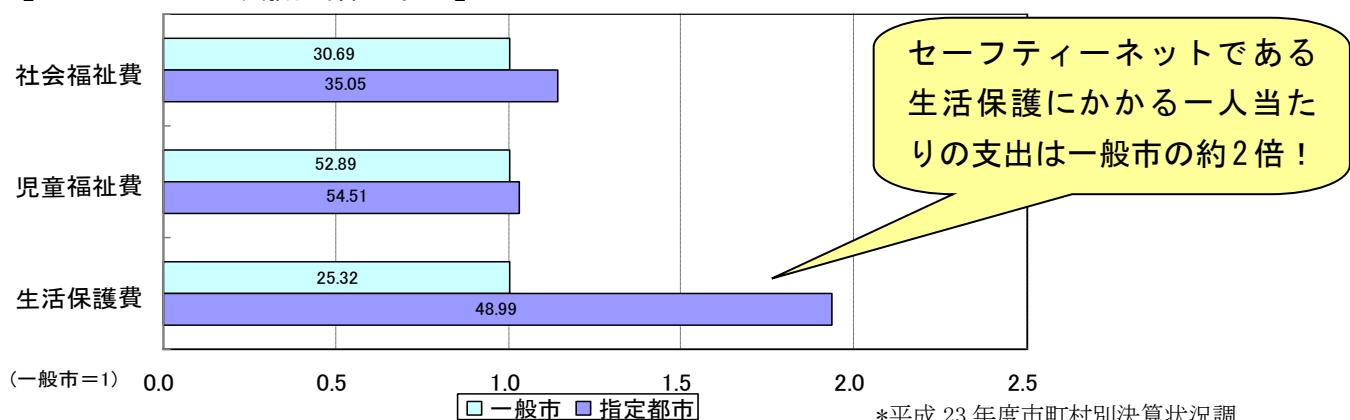


*平成 23 年度市町村別決算状況調

○都市的課題から発生する需要

生活保護費や保育所関係経費、ホームレス対策経費など

【人口一人当たり歳出額 千円】



*平成 23 年度市町村別決算状況調

大都市の財政状況

大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していない

大都市特例事務に係る
税制上の措置不足

歳入に占める税収の割合が低く、大都市特有の財政需要に対応するための多額の起債が必要

人口や産業の集積が高いが、それに見合った税の配分がされていない

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

～指定都市の実態について～

I. 大都市の特性

指定都市は、人口の集積や産業・経済活動の集積に伴い、高次の都市機能や高度で多様化した産業構造を有するとともに、人・物・情報が行き交う拠点として、都市圏における中枢性も高い。また、日本経済の牽引役としての役割も果たしている。その一方で、人口や産業の集積・集中により、経済、生活インフラの問題をはじめ、市民生活の安全・安心、生活保護やホームレス、少子化など都市的課題が顕在化している。

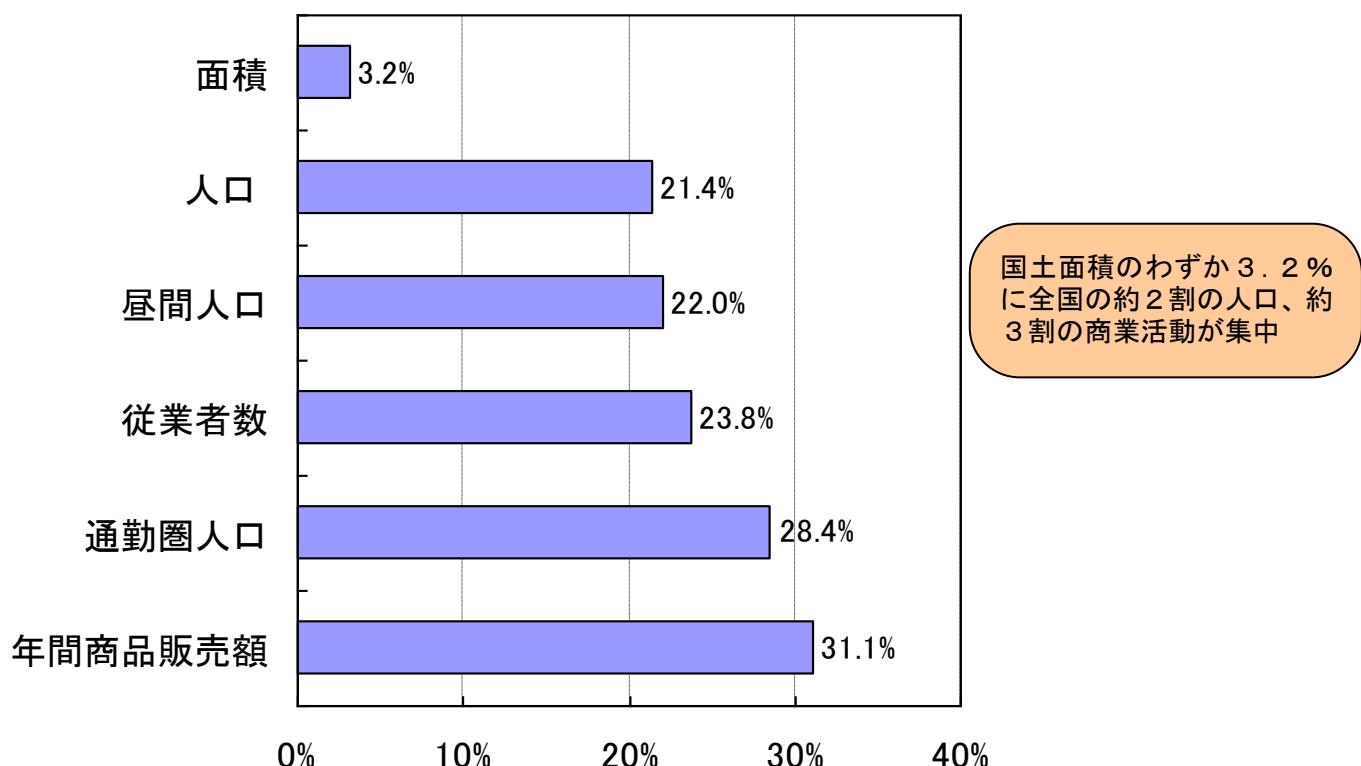
(1) 大都市の集積性・高次性・中枢性と日本経済牽引の役割

①大都市の集積性*：多くの人が暮らし行き交う活発な経済活動

国土面積の3.2%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約3割にものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約3割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

* 集積性：人・物・情報や経済活動・都市活動などの指定都市への集中度

【人の定住や交流に関連した集積(指定都市の全国シェア)】



*各種統計より作成（巻末参照）

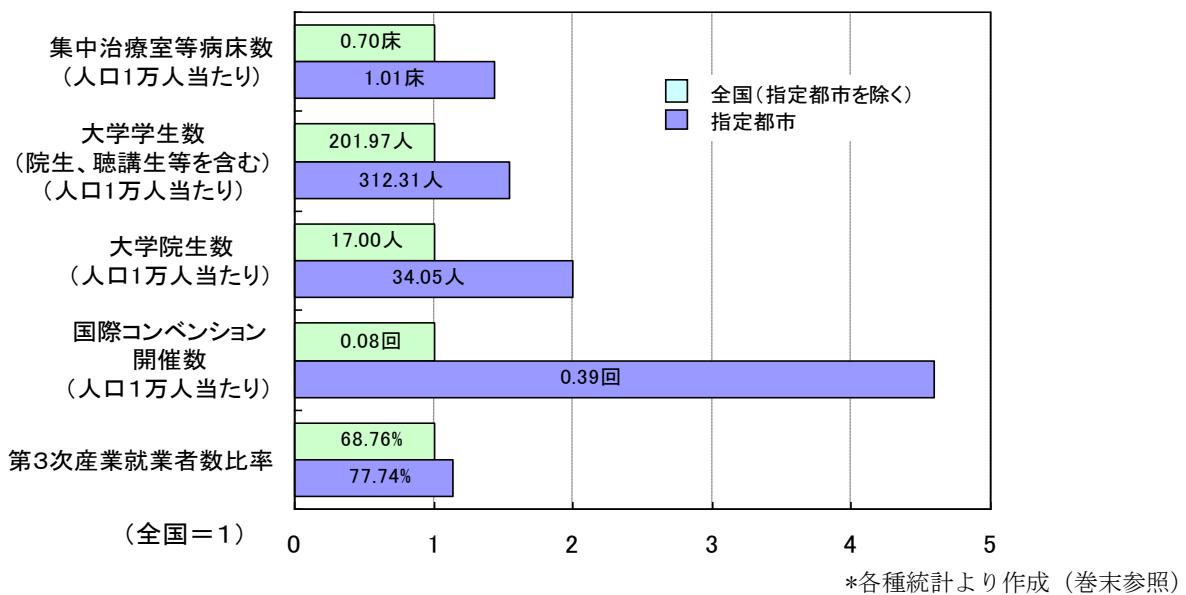
*通勤圏人口は5%通勤圏人口

②大都市の高次性*：高度で多様な産業・社会・文化活動

指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第3次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

* 高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化の進展度

【高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化(全国平均との比較)】

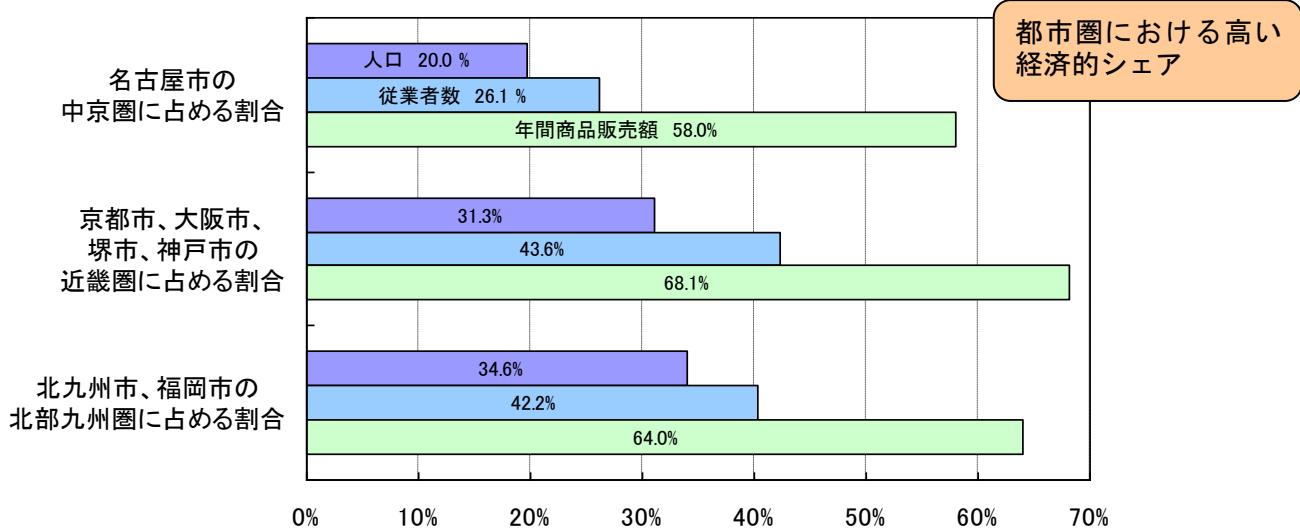


③大都市の中枢性*：都市圏の中核を担う指定都市

都市圏における指定都市シェアとして、人口は2、3割でも従業者や商業活動では4割、7割を占めているところもあり、指定都市はそれぞれの都市圏の中で高い中枢性を有している。

* 中枢性：都市圏における指定都市の社会・経済活動の中心性、拠点性

【都市圏における中枢性】



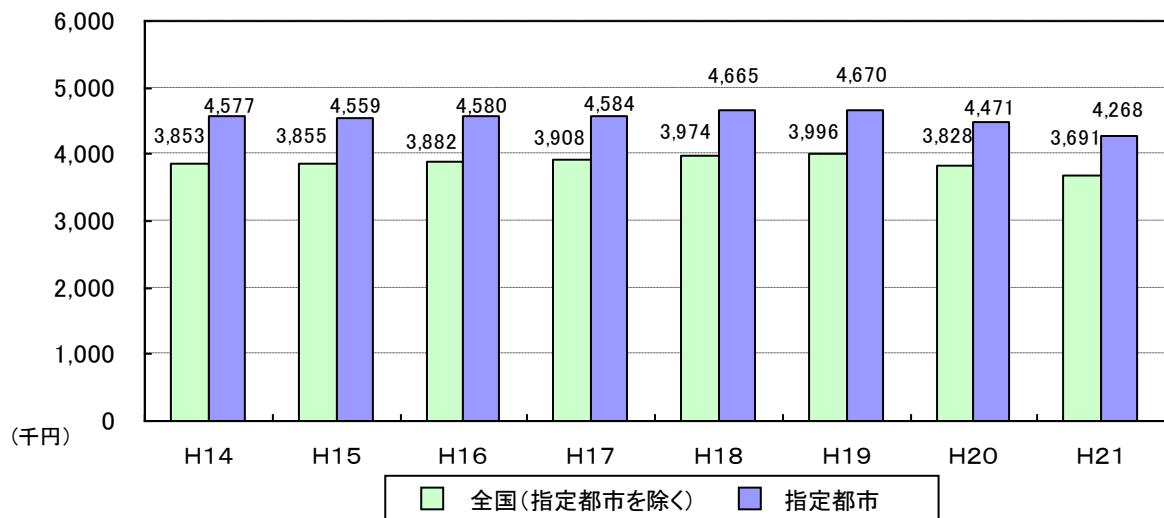
*各種統計調査より作成(卷末参照)

*人口は平成24年、従業者数は平成24年、年間商品販売額は平成19年

④大都市の役割：日本経済の牽引

指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の一人当たり地域内GDPは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。

【一人当たり地域内GDP】



一貫して全国よりも
高い水準の一人当たりGDPで日本経済
に貢献

*平成21年度県（市）民経済計算

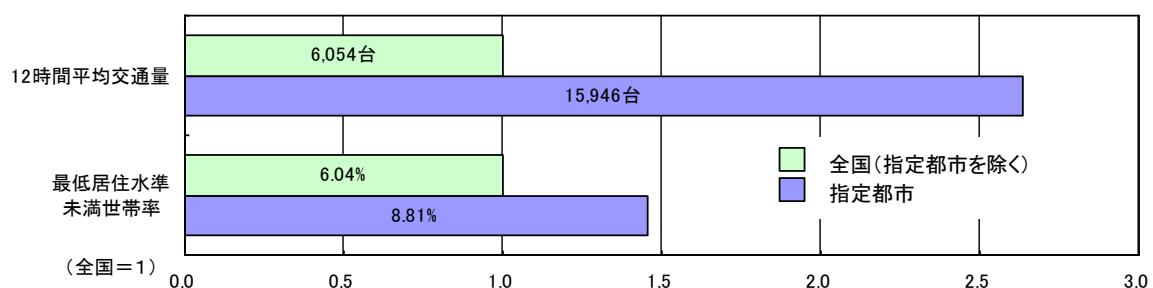
(2) 大都市の都市的課題

○過密や集中に起因する都市的課題

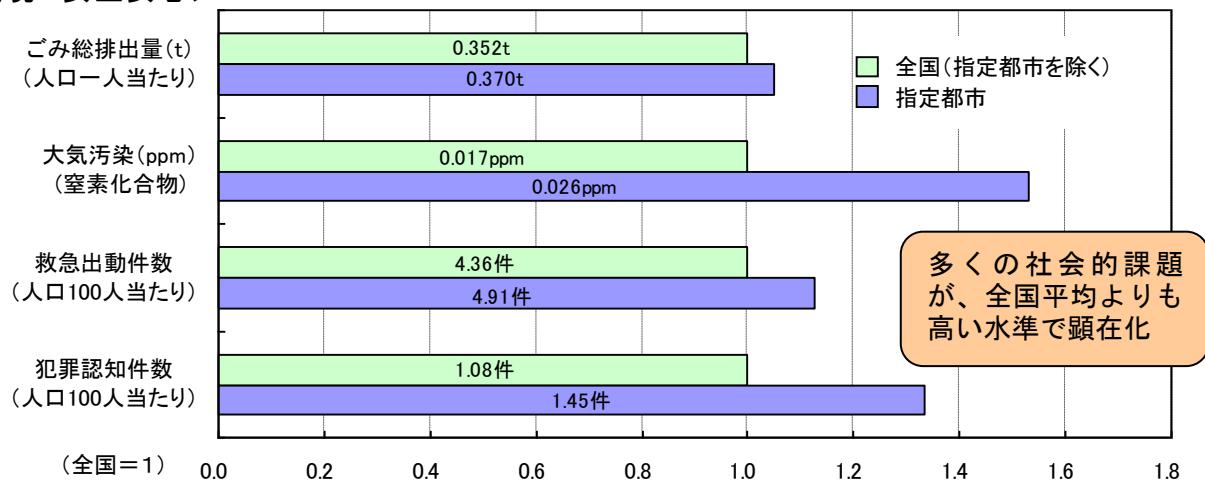
指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有するため、逆に過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題、さらには保育所の不足の問題など、全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされてきた。

【顕在化する都市的課題】

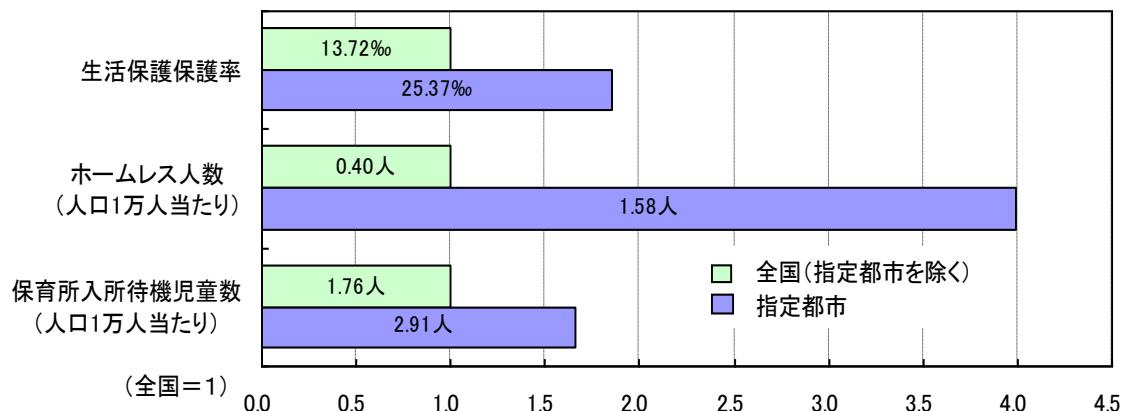
<都市的インフラの整備>



<環境・安全安心>



<福祉>



*各種統計より作成（巻末参照）

II. 大都市特有の財政需要

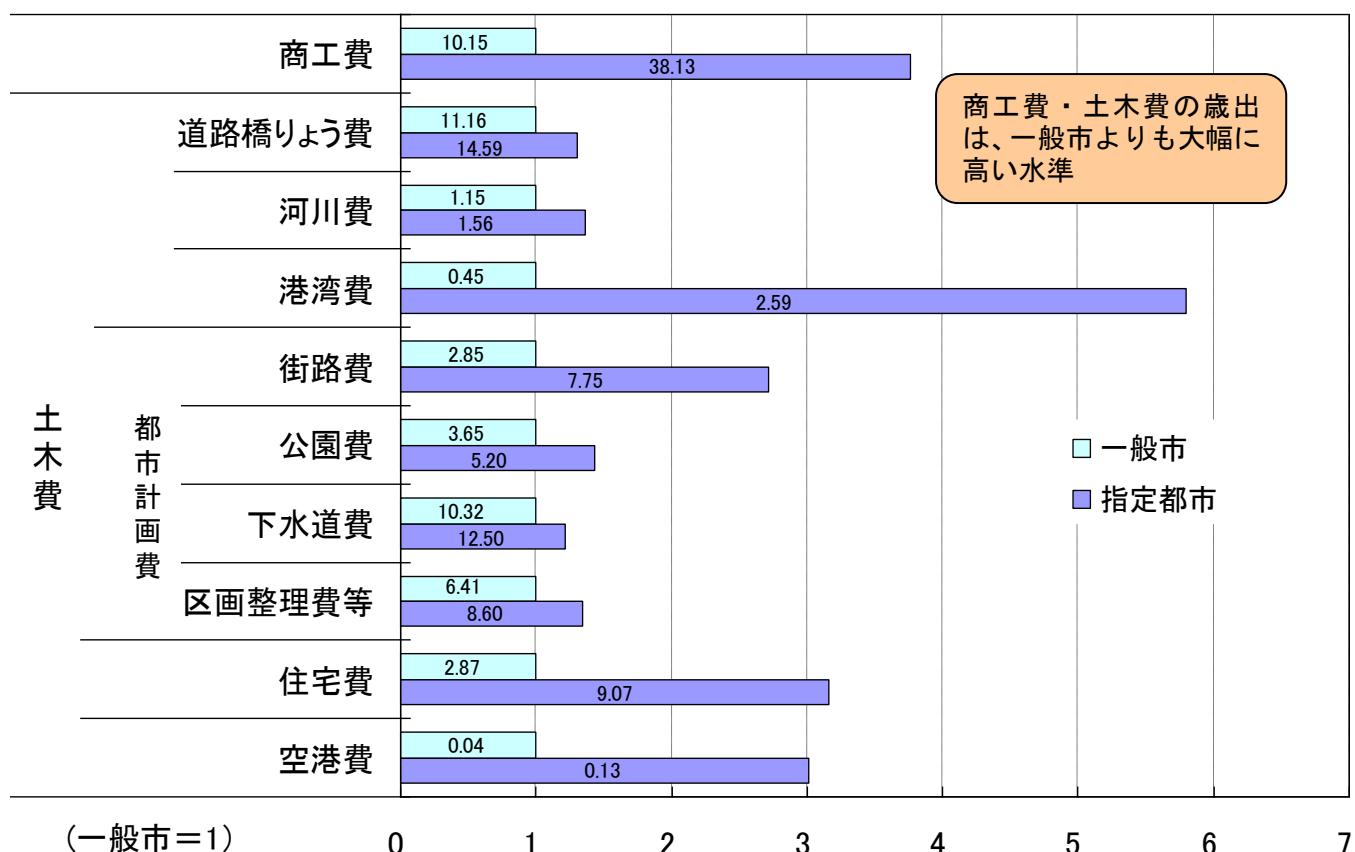
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

(1) 集積性・高次性・中枢性に起因する財政需要

① 法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

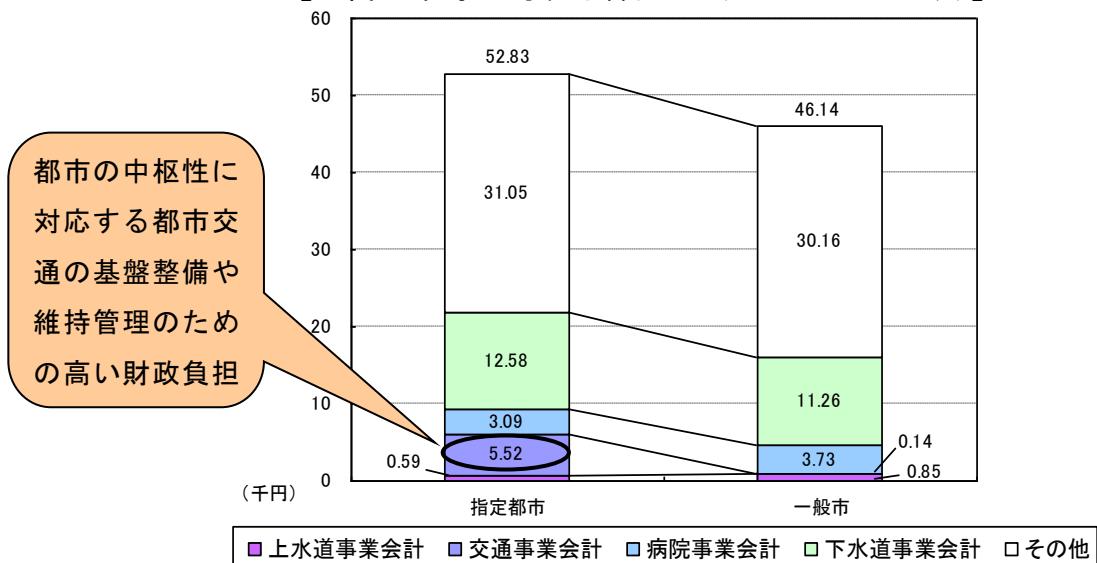
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、下水道などについての高水準の整備が必要となっている。その結果、指定都市の商工費や土木費、公営企業等に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（一人当たり歳出額 千円）】



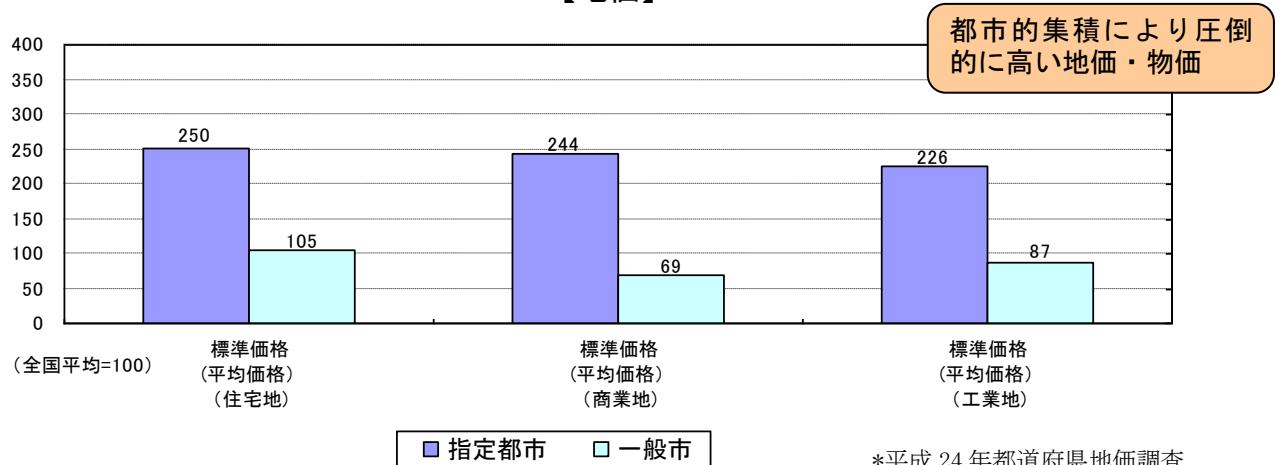
*平成 23 年度市町村別決算状況調

【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】

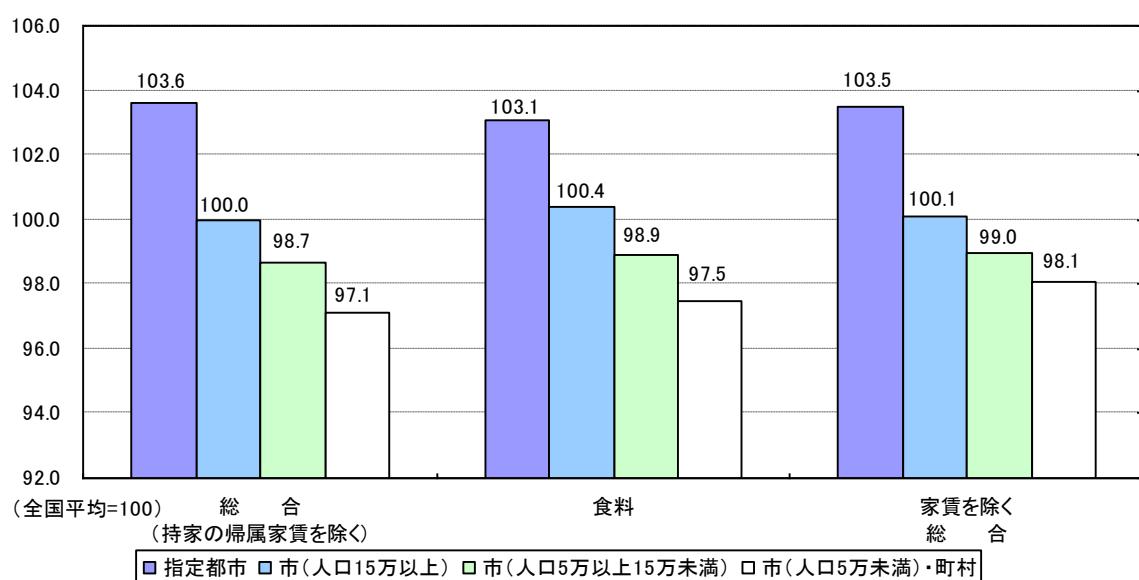


*平成 23 年度市町村別決算状況調

【地価】



【物価】

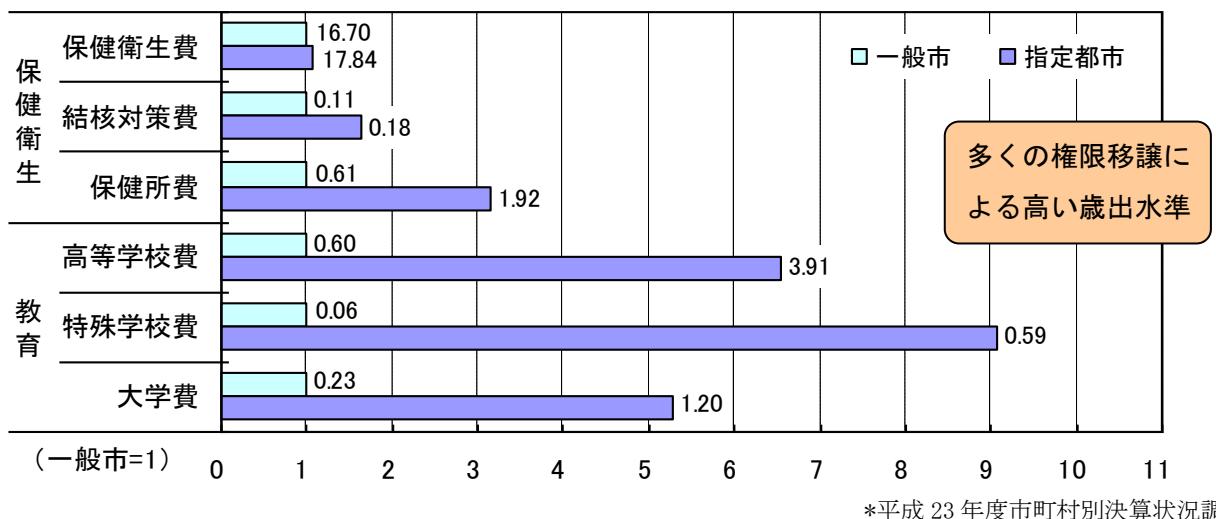


*平成 21 年平均消費者物価地域差指数

②道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性・高次性・中枢性を担う指定都市は、大都市特例を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（一人当たり歳出額 千円）】

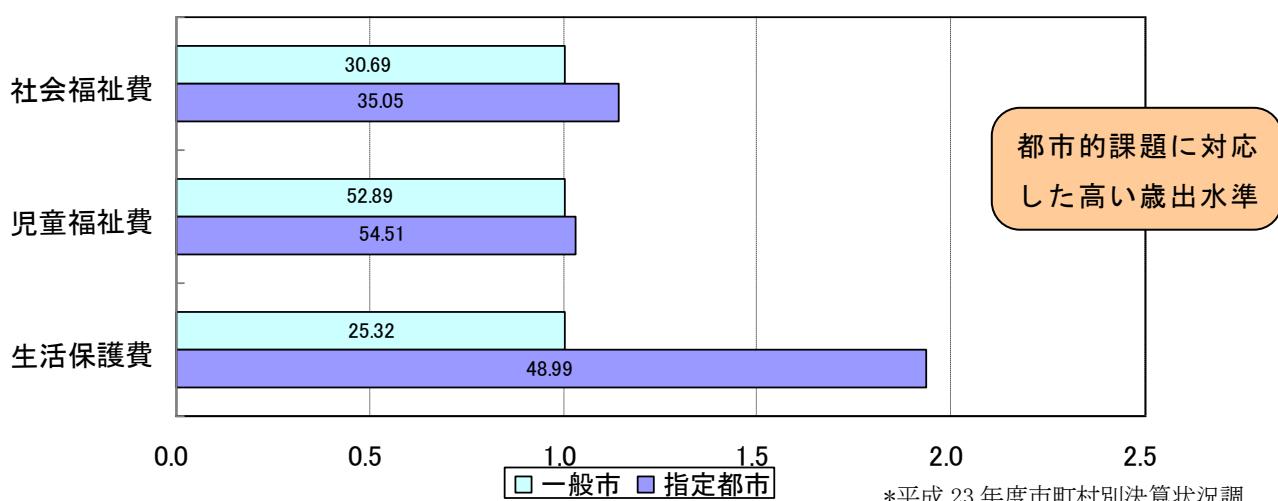


（2）都市的課題に対応する財政需要

○安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については約 2 倍の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（一人当たり歳出額 千円）】

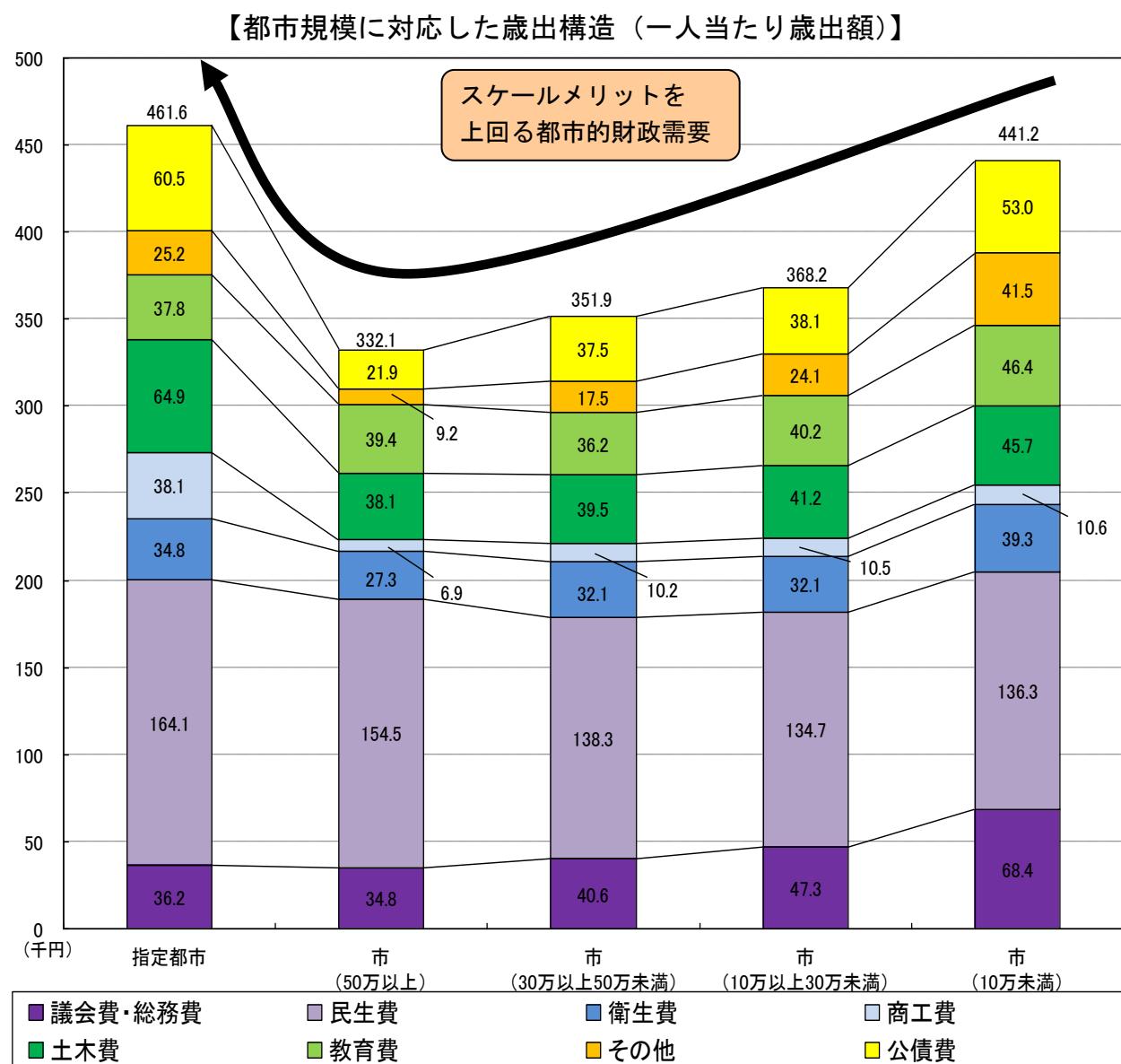


III. 厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のために多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

①大都市特有の財政需要による高い歳出水準

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われている。しかしながら、指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化し、一人当たり歳出額は高くなっている。

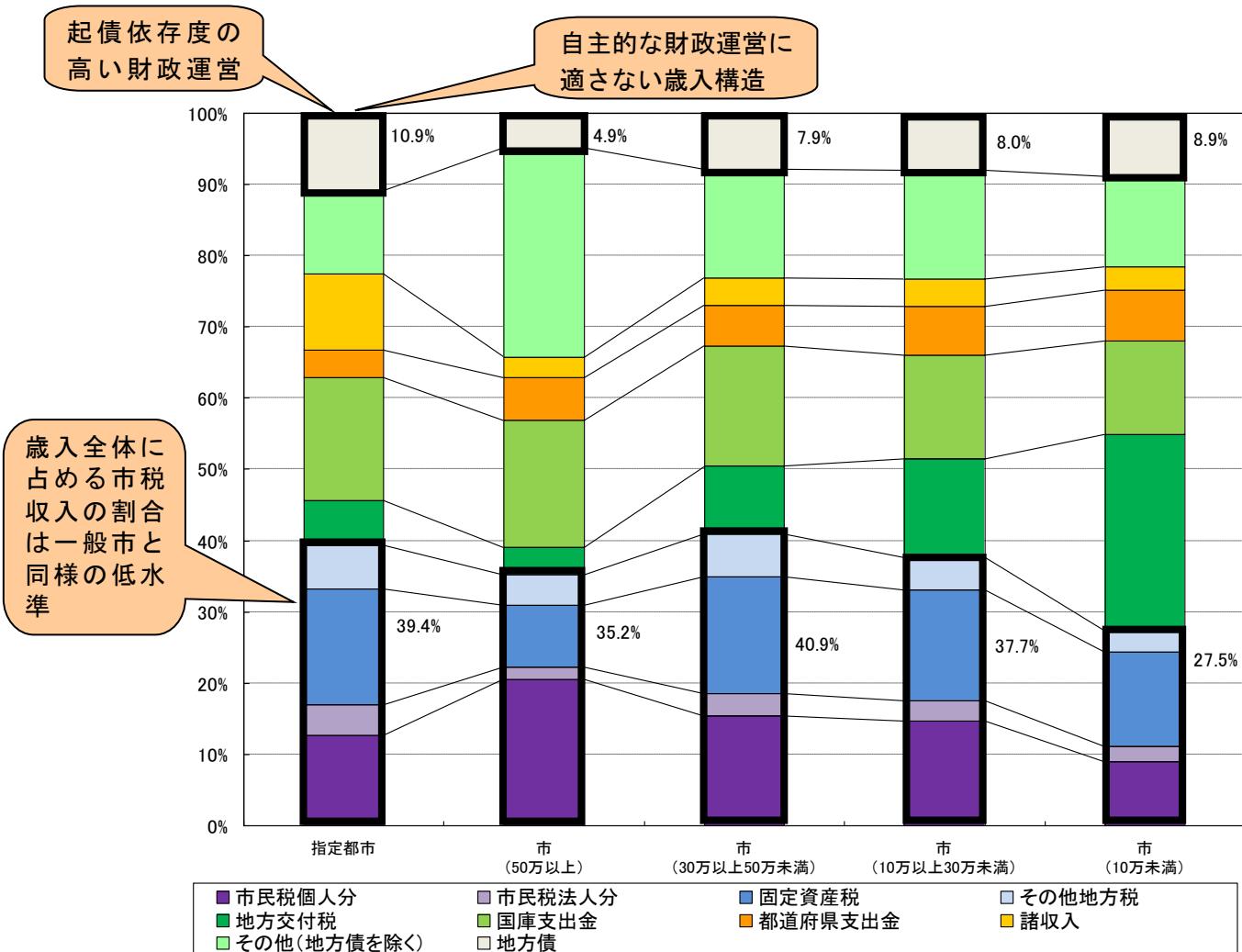


*平成 23 年度市町村別決算状況調

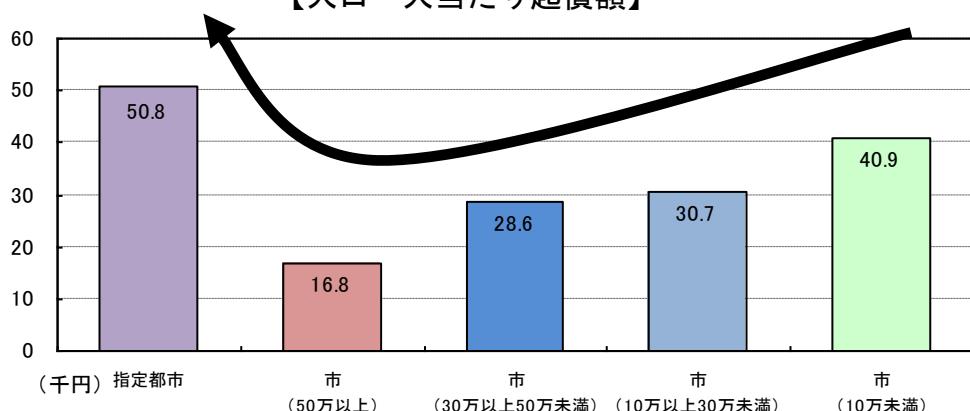
②税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

指定都市では歳入全体に占める市税収入の割合は一般市と変わらない低い水準であり、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立しておらず、自主的な財政運営に適した歳入構造とはなっていない。また、大都市特有の財政需要に対応するため、歳入全体に占める起債比率は高くなっている。

【都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】



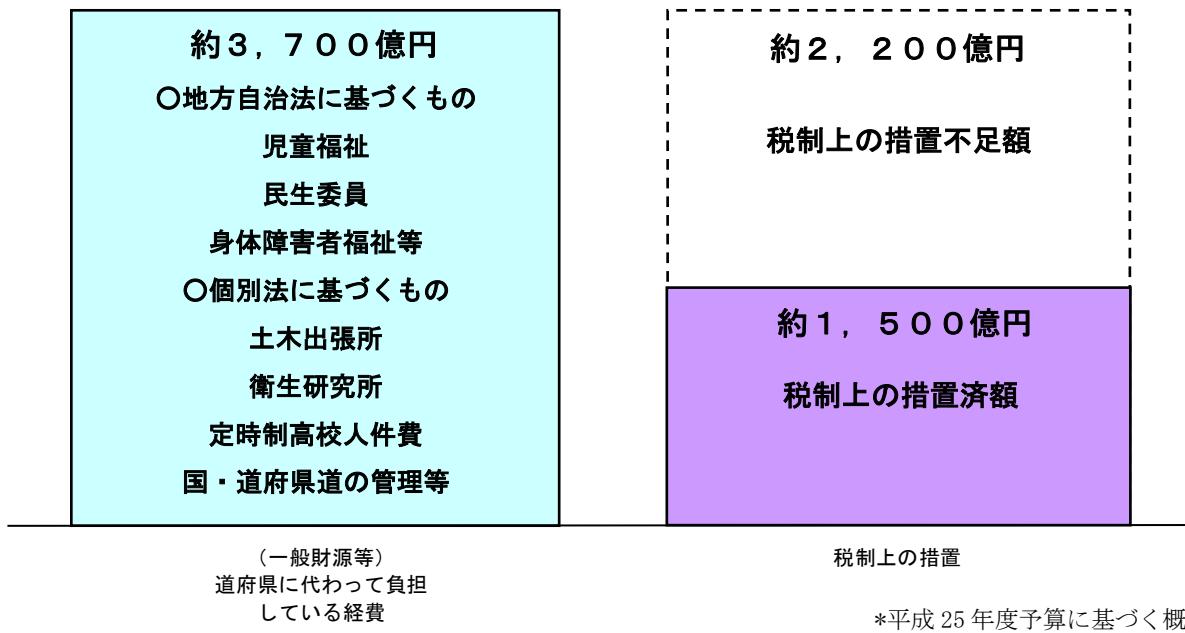
【人口一人当たり起債額】



③大都市特例事務に係る税制上の措置不足

大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税財政制度上では確保されておらず、一般財源からの持ち出しとなっている。

【大都市特例事務】

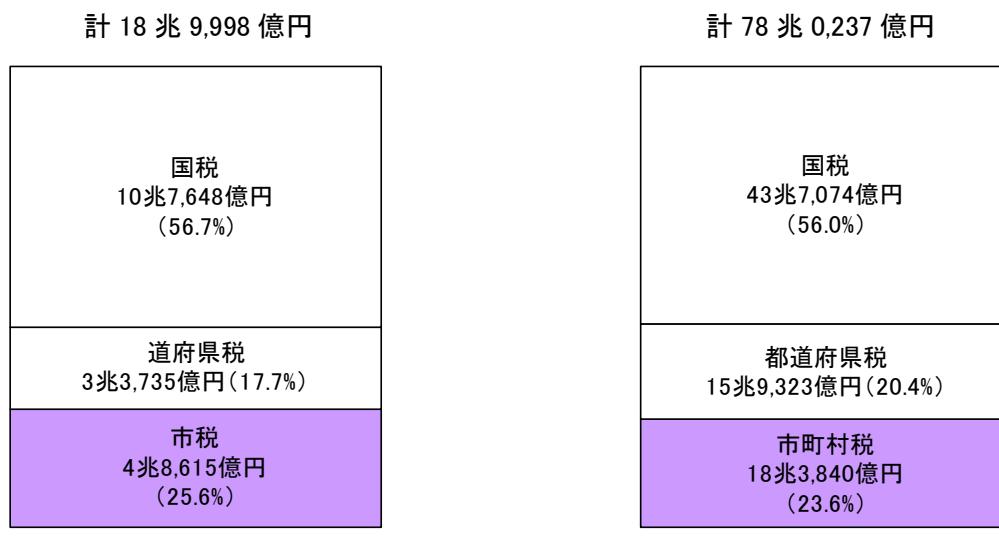


④配分割合の低い市域内税収*

指定都市の市域内税収（市域内の住民や企業が負担する税金）のうち、市税として指定都市に配分される割合はわずか25.6%にすぎない。全国レベルにおいても市町村税の配分割合は23.6%にとどまっている。

*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

【指定都市市域内税収の配分状況】

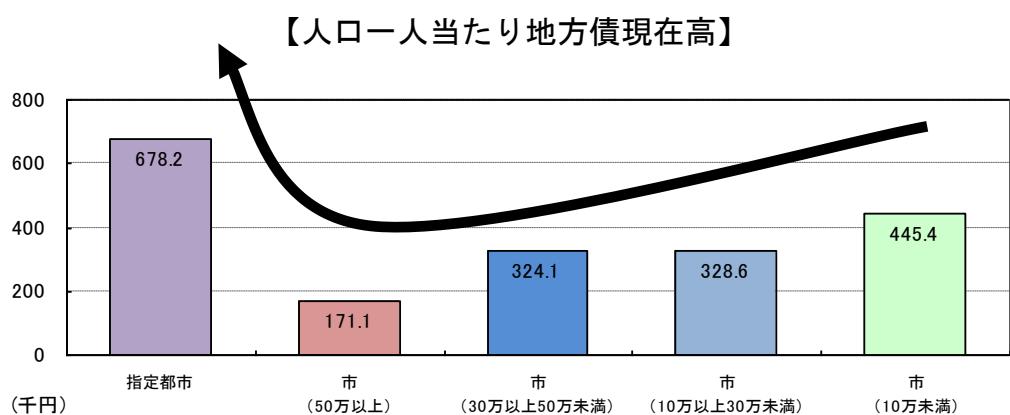
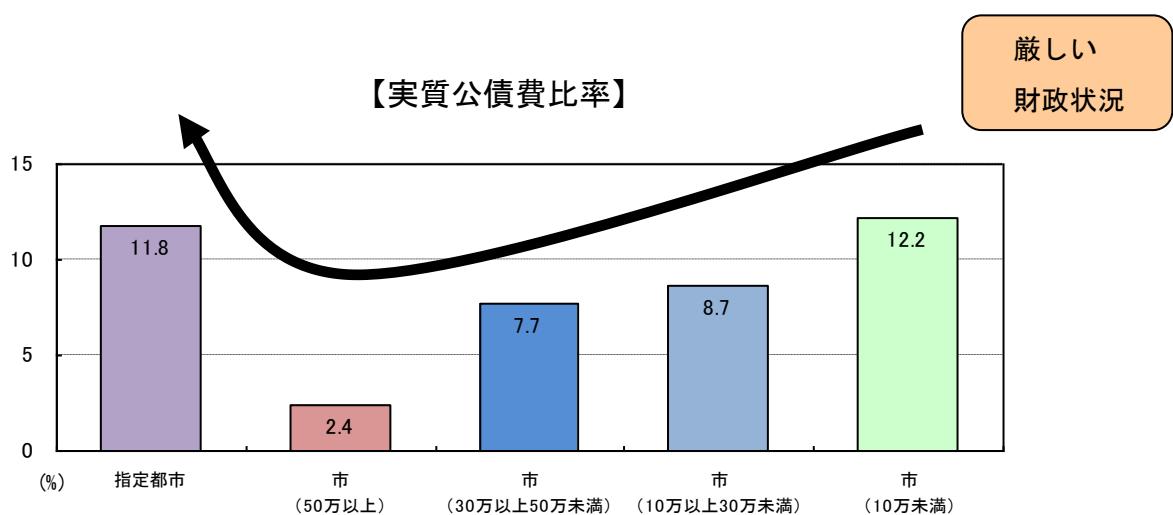
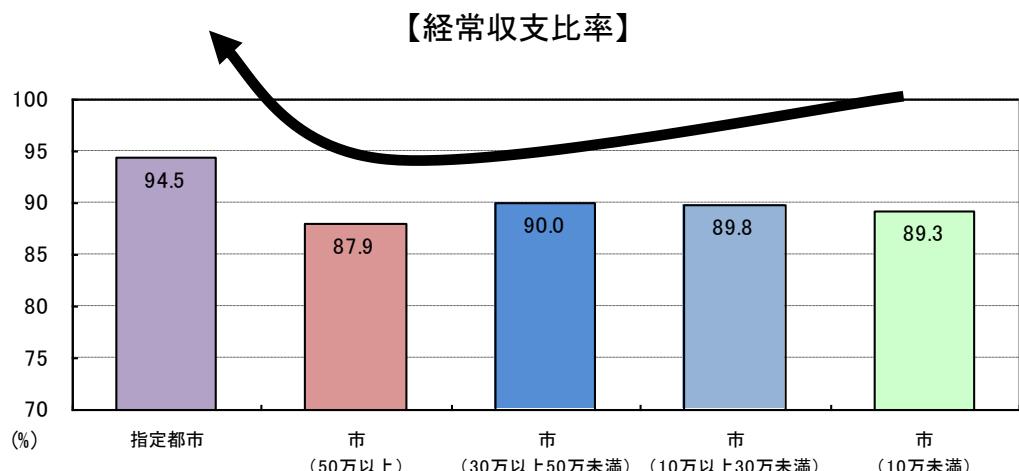


全国

*平成 22 年度決算

⑤大都市における財政状況の悪化

一般市では都市規模が大きくなるに従い経常収支比率は改善されるが、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率は悪化する。また、指定都市では多額のインフラの整備費が必要となり、地方債償還額が大きくなるため、実質公債費比率は大幅に増加し、地方債現在高も突出して高い水準となっている。



*平成 23 年度市町村別決算状況調

IV. 大都市の特性に合った税財政制度の構築

日本経済の再生に向けて大都市に対する期待は大きい。全国の2割の人口規模を有する中で、高いGDPの水準を保ちながら首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏の核として、また、各ブロックや道府県の中心として地域経済を牽引してきた。

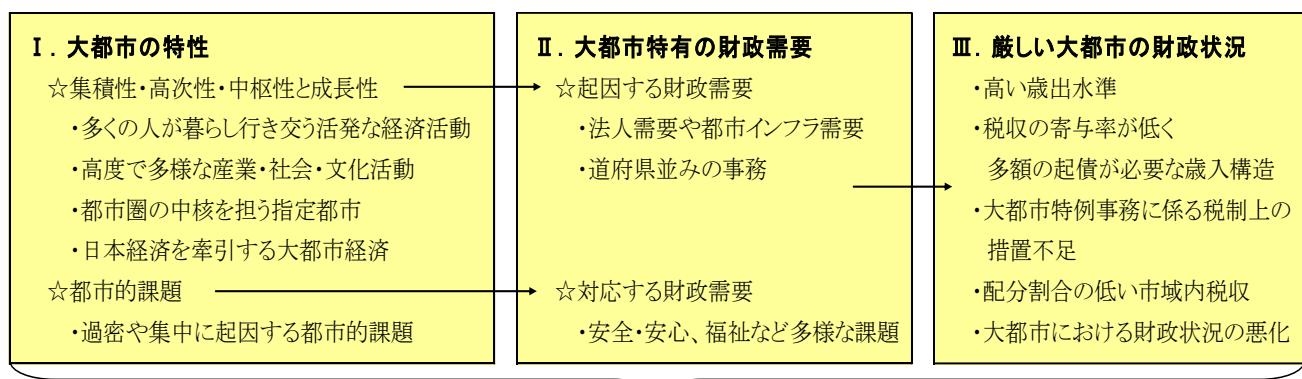
今後においても、経済活動のグローバル化、産業のソフト化・サービス化などの動きの中で、成長性が期待される第3次産業等が集積する大都市は、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められている。

その一方で、経済的な地域間格差の拡大が生じることで、特に法人からの税収の増加によって、法人の集積が顕著な大都市の税収が増大し、税収の偏在性が高まるとの意見がある。

しかし、その実態についてみると、前述のとおり、人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などに対応するための財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政需要も生じている。

このような大都市特有の財政需要が歳出増の要因になっているが、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどから、自主財源による歳入の確保は難しい状況にあり、債務の増大を招いている。大都市は裕福ではなく、財政状況は全国と比較して厳しい状況にある。

以上のように、大都市は集積性・高次性・中枢性を背景として日本経済を牽引する役割を有する一方、様々な都市的課題があり、これら大都市特有の財政需要に対応するため、大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要である。



出典及び用語・集計方法等についての注釈
[重点要望事項詳細説明]・[要望事項詳細説明]

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時期	自治体ベース	合併遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
2 大 都 市 特 有 の 財 政 需 要 事 項 ～ 税 制 関 係 ～ 市 税 源 の 拡 充 強 化	都市的財政需要	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	土木費 民生費
	ごみ総排出量	環境省「平成23年度一般廃棄物処理実態調査結果」	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	
	ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書(平成25年)」	平成25年1月時点	2012年度末	○	全指定都市	
	犯罪認知件数	警察庁「平成24年の犯罪情勢」「大都市比較統計年表(平成23年)」・熊本市HP	(平成23年中)	2012年度末	○	全指定都市	
	道路線密度(道路実延長)	総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2013」	平成22年4月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	資料編には未掲載
	道路線密度(可住地面積)	平成23年10月1日時点					
	保育所入所待機児童数	総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2013」	平成23年4月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
	生活保護保護率	平成23年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)	(平成23年度中)	2012年度末	○	全指定都市	
	人口	総務省統計局「平成24年推計人口調査」各市HP	平成24年10月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
	従業者数	総務省「平成24年経済センサス-活動調査」	平成24年2月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	資料編には未掲載
要 3 （ 事 項 ～ 所 得 人 ～ 税 住 民 税 制 関 係 ～ ） ～ 税 充 実	事業所数	年間商品販売額	経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年6月1日時点	2012年度末	○	
	事業系ごみ搬入量	環境省「平成23年度一般廃棄物処理実態調査結果」	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	資料編には未掲載
	法人需要への対応と都市インフラの整備・維持	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	商工費 土木費

資料編 指定都市の実態について(概要)

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時期	自治体ベース	合併遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈	
大 都 市 の 特 性	大 都 市 の 集 積 性 ・ 高 次 性 ・ 中 枢 性 ・ 成 長 性	面積	国土地理院「平成24年全国都道府県市区町村別面積調」	平成24年10月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		人口	総務省統計局「平成24年推計人口調査」各市HP	平成24年10月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		通勤圏人口	総務省「平成12年国勢調査報告」より推計	平成12年10月1日時点	2005年度末	×	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、堺市、岡山市、熊本市を除く指定都市	通勤圏人口: 総務省「平成12年国勢調査報告」を基にした推計値
		年間商品販売額	経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年6月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	2004年度末	×	全指定都市	集中治療室等病床数: 二次救急における特定集中治療室等の病床数と、三次救急における特定集中治療室等の病床数の合計
		大学学生数	文部科学省「平成24年学校基本調査」	平成24年5月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		一人当たり地域内GDP	内閣府「平成21年度 県民経済計算」大都市比較統計年表(平成23年)	(平成21年度中)	2012年度末	○	相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市を除く指定都市	※出典である「大都市比較統計年表」にこれらの市のデータが示されていないため。
	都 市 的 課 題	12時間平均交通量	国土交通省「平成22年度 道路交通センサス」	平成22年秋季	調査時点	○	熊本市を除く指定都市	熊本市を除く指定都市 ※出典である「道路交通センサス」にデータが示されていないため。
		最低居住水準未満世帯率	総務省統計局「平成20年度住宅・土地統計調査」	平成20年10月1日時点	2007年度末	×	全指定都市	
		生活保護保護率	平成23年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)	(平成23年度中)	2012年度末	○	全指定都市	
		ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書(平成25年)」	平成25年1月時点	2012年度末	○	全指定都市	
財 政 需 要	法人需要・インフラ需要	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	商工費 土木費	
	都市的課題から発生する需要	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	社会福祉費 児童福祉費 生活保護費	

出典及び用語・集計方法等についての注釈
資料編～指定都市の実態について～

章立て・グラフタイトル・指標名			出典	調査時期	自治体ベース	合併 遷及 反映	データ対象市	用語・集計方法等 についての注釈
I 大都市の特性	大都市の集積性・高次性・中枢性・成長性	面積	国土地理院「平成24年全国都道府県市区町村別面積調」	平成24年10月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		人口	総務省統計局「平成24年推計人口調査」各市HP	平成24年10月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		昼間人口	総務省「平成22年国勢調査報告」	平成22年10月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		従業者数	総務省「平成24年経済センサス-活動調査」	平成24年2月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		通勤圏人口	総務省「平成12年国勢調査報告」より推計	平成12年10月1日時点	2005年度末	×	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、堺市、岡山市、熊本市を除く指定都市	通勤圏人口：総務省「平成12年国勢調査報告」を基にした推計値
		年間商品販売額	経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年6月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
	高次性	集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	2004年度末	×	全指定都市	集中治療室等病床数：二次救急における特定集中治療室等の病床数と、三次救急における特定集中治療室等の病床数の合計
		大学学生数	文部科学省「平成24年学校基本調査」	平成24年5月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		大学院生数						
		国際コンベンション開催数	日本政府観光局「2011年国際会議統計」	(平成23年中)	2012年度末	○	全指定都市	国際コンベンション：参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上、開催期間が1日以上の国際会議
	中権性	第3次産業就業者数比率	総務省「平成22年国勢調査報告」	平成22年10月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		名古屋市の中京圏に占める割合	総務省統計局「平成24年推計人口調査」各市HP	平成24年10月1日時点	2012年度末	○	名古屋市	中京圏：岐阜県、愛知県、三重県
		京都市、大阪市、堺市、神戸市の近畿圏に占める割合		平成24年10月1日時点			京都市、大阪市、堺市、神戸市	近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
		北九州市、福岡市の北部九州圏に占める割合		平成24年2月1日時点			北九州市、福岡市	北部九州圏：福岡県、佐賀県、大分県
	成長性	一人当たり地域内GDP	内閣府「平成21年度 県民経済計算」大都市比較統計年表(平成23年)	(平成21年度中)	2012年度末	○	相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市を除く指定都市 ※出典である「大都市比較統計年表」にこれらの市のデータが示されていないため。	
II 都市的課題	都市的インフラ	12時間平均交通量	国土交通省「平成22年度 道路交通センサス」	平成22年秋季	調査時点	○	熊本市を除く指定都市 ※出典である「道路交通センサス」にデータが示されていないため。	
		最低居住水準未満世帯率	総務省統計局「平成20年度住宅・土地統計調査」	平成20年10月1日時点	2007年度末	×	全指定都市	
		ごみ総排出量	環境省「平成23年度一般廃棄物処理実態調査結果」	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	
		大気汚染(窒素化合物)	環境省「大気汚染物質広域監視システム」	平成24年10月1日時点(時報値)	2012年度末	○	全指定都市	
	環境・安全安心	救急出動件数	総務省消防庁「平成24年版 救急・救助の現況」「大都市比較統計年表(平成23年)」・熊本市HP	(平成23年中)	2012年度末	○	全指定都市	
		犯罪認知件数	警察庁「平成24年の犯罪情勢」「大都市比較統計年表(平成23年)」・熊本市HP	(平成23年中)	2012年度末	○	全指定都市	
		生活保護保護率	平成23年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)	(平成23年度中)	2012年度末	○	全指定都市	
	福祉	ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書(平成25年)」	平成25年1月時点	2012年度末	○	全指定都市	
		保育所入所待機児童数	総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2013」	平成23年4月1日時点	2012年度末	○	全指定都市	

出典及び用語・集計方法等についての注釈

資料編～指定都市の実態について～（前頁からの続き）

章立て・グラフタイトル・指標名			出典	調査時期	自治体ベース	合併 遡及 反映	データ対象市	用語・集計方法等 についての注釈	
II 大都市 特有の財政需要	法人 需要	法人需要への対応と都市インフラの整備・維持	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	商工費 土木費	
		公営企業等に対する繰出金	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市		
		地価	(財)土地情報センター 「平成24年 都道府県地価調査データ」	平成24年7月1日時点	2012年度末	○	全指定都市		
	道府県並みの事務	物価	総務省統計局 「平成21年平均消費者物価地域差指数」	(平成21年中)	2003年度末	×	相模原市、浜松市、堺市を除く指定都市 ※出典である「平均消費者物価地域差指数」に、データが示されていないため。		
		保健衛生、教育への支出	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	保健衛生費 教育費	
	課題	安全安心・福祉	福祉サービス・公的扶助に対応する支出	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市	社会福祉費 児童福祉費 生活保護費
	高い歳出水準	都市規模に対応した歳出構造	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市		
III 厳しい 大都市 の財政 状況	多額の起債が必要	都市規模に対応した歳入構造	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市		
		人口一人当たり起債額	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市		
	税制措置不足	大都市特例事務	各指定都市平成25年度予算	(平成25年度中)	2012年度末	○	全指定都市		
	低い配分割合	指定都市域内 収税の配分状況	各指定都市平成22年度決算等	平成22年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市		
	財政状況の悪化	経常収支比率	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市		
		実質公債費比率	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市		
	人口一人当たり 地方債現在高	平成23年度 市町村別決算状況調	平成24年3月31日時点	2012年度末	○	全指定都市			

(再生紙使用)